

国の取組に係る進捗状況総括表 (1) - 国の取組 -  
第1節 自然界における物質循環の確保

府省名	自主点検概要												
	取組概要	進捗状況	第3回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性									
農林水産省	<p>地球温暖化の防止、循環型社会の形成、戦略的産業の育成、農林漁業・農山漁村の活性化を目的とし、平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定し、平成22年を目途に、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。</p> <p>これまでの取組をさらに促進し、京都議定書発効等の戦略策定後の情勢の変化に対応するため、平成18年3月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を見直し、引き続き本戦略に基づき、積極的にバイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。</p> <p>(平成22年目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術的観点：エネルギー変換効率の向上 等</li> <li>・地域的観点：バイオマスタウンを300市町村程度構築</li> <li>・全国的観点：廃棄物系バイオマス：炭素量換算で80%以上利活用等</li> </ul>	<p>関係府省の連携を図るための「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」において、平成19年2月に「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表」を作成するとともに、民間の創意工夫を取り入れるための「バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザーグループ」を開催。また、関係省の地方出先機関の連携強化を図るための地方推進体制も整備。官民一体となり、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。</p> <p>地域の創意工夫に基づくバイオマスを効率的・総合的に利用する「バイオマスタウン構想」を募集し、関係府省が連携し支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオマスタウン構想を公表した市町村数</li> <li>平成16年度末時点 13件</li> <li>平成17年度末時点 44件</li> <li>平成18年度末時点 90件</li> </ul>	<p>バイオマスの利活用については、廃棄物系バイオマスは着実な成果が認められるものの、未利用バイオマスの利活用はわずかしか進んでいない状況である。目標達成に向け、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオマス利活用率</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>14年</td> <td>18年</td> </tr> <tr> <td>廃棄物系バイオマス</td> <td>68%</td> <td>72%</td> </tr> <tr> <td>未利用バイオマス</td> <td>21%</td> <td>22%</td> </tr> </table>		14年	18年	廃棄物系バイオマス	68%	72%	未利用バイオマス	21%	22%	<p>バイオマス利用の加速化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオ燃料の利用の促進</li> <li>利用設備導入に係る支援</li> <li>利用状況等を踏まえ、海外諸国の動向も参考としつつ、多様な手法の検討</li> <li>国産バイオ燃料の利用促進</li> <li>・バイオマスタウン構築の加速化</li> <li>未利用バイオマス等の利活用モデルを実証試験などを行いながら構築</li> <li>地域の取組をコーディネートする人材の育成</li> <li>バイオマス製品の需要の拡大を促進するため、他の製品と識別するバイオスマークの普及</li> </ul>
		14年	18年										
廃棄物系バイオマス	68%	72%											
未利用バイオマス	21%	22%											
	<p>森林・林業基本法に基づき、「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の森林の各機能区分に沿った森林の整備・保全を推進。</p>	<p>民有林において、年間概ね30万haの間伐等を実施する「間伐等推進3ヵ年対策」を推進(平成17年～平成19年度)。(間伐実施面積(平成17年度):28.1万ha。)</p>	<p>計画どおり年間概ね30万haの間伐等を実施しているが、地球温暖化対策に向けより強力な間伐対策が必要。</p>	<p>森林の重視すべき機能に応じた3つの区分に沿った、多様な森林の整備・保全を推進。</p> <p>平成19年度より「美しい森林づくり推進国民運動」として、6年間で330万haの間伐を推進(平成19年～24年度)。</p>									

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第3回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
経済産業省	<p>京都議定書目標達成に向けた新エネルギー導入目標である、2010年度894万k l (原油換算、廃棄物発電を含む)の達成を目指し、高効率エネルギー転換技術開発や実証試験を行うとともに、地方自治体、事業者等に対する設備設置補助を行った。</p> <p>技術開発・実証試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオマスエネルギー高効率転換技術開発： 平成18年度 11.0億円</li> <li>・バイオマス等未活用エネルギー実証試験： 平成18年度 18.3億円の内数</li> <li>・バイオマスエネルギー地域システム化実験事業 平成18年度 17.0億円</li> <li>・(新)地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業 平成18年度 38.0億円</li> </ul> <p>設備設置補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域新エネルギー導入促進対策： 平成18年度 51.8億円の内数</li> <li>・新エネルギー事業者支援対策： 平成18年度 352.7億円の内数</li> </ul>	<p>2002年度の導入実績は242.6万k l (原油換算、廃棄物発電を含む)。</p> <p>2005年度の導入実績は393.8万k l (原油換算、廃棄物発電を含む)。</p> <p>各事業の採択状況</p> <p>技術開発・実証試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオマスエネルギー高効率転換技術開発 転換要素技術開発事業 (平成16年度：8件) (平成17年度：12件) (平成18年度：7件)</li> </ul> <p>先導技術研究開発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(平成17年度：9件) (平成18年度：15件)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオマス等未活用エネルギー実証試験事業 実証試験事業 (平成16年度：13件) (平成17年度：12件)</li> </ul> <p>同実証試験着手のためのF S調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(平成16年度：26件)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業 (平成16年度：36件) (平成17年度：40件) (平成18年度：41件)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオマスエネルギー地域システム化実験事業 (平成17年度：7件)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業 (平成18年度：16件)</li> </ul> <p>設備設置補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域新エネルギー導入促進対策 (平成16年度：2件) (平成17年度：6件) (平成18年度：7件)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新エネルギー事業者支援対策 (平成16年度：8件) (平成17年度：12件) (平成18年度：9件)</li> </ul>	<p>技術開発・実証試験、設備設置補助については、前年度に引き続き支援措置を講じている。</p> <p>2010年度の目標に対して、導入が進んでいないバイオマス熱利用について、その導入促進のため、「地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業」を創設。運用データの収集・分析を行い広く公表することにより、バイオマス利用設備の導入促進に資する実証事業を始めている。</p>	<p>バイオマス利活用においては、より高効率に、より経済的にエネルギー転換することが重要であるため、次世代技術を含めた技術開発を実施。</p> <p>需要増加が見込まれる輸送用バイオ燃料は重要であるが、食料と競合しないセルロース系原料からバイオ燃料を製造する技術開発等を実施。また、原料となる木質系廃材や間伐材、廃食用油などの収集が課題。</p>
国土交通省	<p>積雪寒冷地における環境・資源循環プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「共同型バイオガスプラントを核とした地域バイオマスの循環利用システムの開発(重点プロジェクト研究)」(H18～H22年度予定)</li> </ul> <p>乳牛ふん尿を主原料としつつ、他の安全な有機性廃棄物を副資材とする共同利用型バイオガスプラントを積雪寒冷地での地域循環システムとして実用化するための研究を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-地域バイオシステムの特性・安全性とその消化液の品質解明</li> <li>-地域バイオマス副資材の効率的発酵手法の解明</li> <li>-副資材を用いた消化液の長期施用の効果と影響の解明</li> <li>-スラリー・消化液の物性把握と効率的搬送手法の解明</li> </ul> <p>開発研究と共同型のシステムを運営することで、地域産業維持と環境に優しい一つの社会モデルの具現化を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年度までの研究成果に基づき、共同型バイオガスプラントの計画・設計技術の普及・広報活動を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のバイオマスを共発酵処理することにより、消化液の肥効性が高まり、また、安全性も確保されることから液肥として農地へ循環利用できる利点など基礎技術を実証した。</li> <li>・平成18年度までの研究成果の公表を行ったほか、「共同利用型バイオマスプラントの課題と展望に関するシンポジウム」を主催し、日本国内(北海道、京都府、熊本県、大分県)で稼働する共同利用型バイオガスプラントの今後における利用技術の確立に向けた取組を強化するなど技術の普及・広報活動に取り組んだ。</li> </ul> <p>&lt;論文・講演等の発表件数&gt;</p> <p>平成12年度：9、平成13年度：28、平成14年度：28、平成15年度：31、平成16年度：37、平成17年度：28、平成18年度：24</p>	<p>計画に基づき新たな研究に着手し、進捗状況に記載したとおり、さらなる成果を得た。</p> <p>また、これまでの研究成果による技術の普及・広報活動を着実に推進している。</p>	<p>引き続き、「共同型バイオガスプラントを核とした地域バイオマスの循環利用システムの開発(重点プロジェクトの研究)」の計画に基づき、残りの実用化するための研究を実施。</p>

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第3回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
国土交通省	<p>下水汚泥関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「京都議定書目標達成計画」や「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、下水汚泥の緑農地利用や建設資材利用、バイオガス等のエネルギーとしての有効利用を推進</li> <li>・下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト(LOTUS Project)を推進</li> </ul>	<p>下水汚泥のリサイクル</p> <p>平成15年度の下水汚泥リサイクル率は約64% 平成16年度の下水汚泥リサイクル率は約67% 平成17年度の下水汚泥リサイクル率は約70%</p> <p>新世代下水道支援事業制度として、平成18年度に下水汚泥を消化し、得られた消化ガスを発電の燃料や天然ガス自動車の燃料として有効利用する事業を1件採択した。</p> <p>下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト(LOTUS Project)の推進</p> <p>平成18年3月にLOTUSプロジェクトとして選定された技術の開発状況を検討した。以下のスケジュールでLOTUSプロジェクトとして開発すべき技術の検討を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年8月 下水道技術開発プロジェクト委員会</li> <li>・平成17年4月～平成21年3月 研究開発期間</li> </ul>	<p>下水汚泥のリサイクル</p> <p>第1回フォローアップ時においては、約60%(平成14年度)の下水汚泥がリサイクルされており、社会資本整備重点計画に示された目標達成に向けて着実に対策が進捗している。</p> <p>下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト(LOTUS Project)の推進</p> <p>引き続きLOTUSプロジェクトとして選定された開発すべき技術の開発や評価するための委員会の開催等を行っている。</p>	<p>下水汚泥リサイクル率</p> <p>平成19年度末の目標値(68%)を既に達成しており、より一層の推進を図る。</p> <p>下水汚泥資源化、先端技術誘導プロジェクト「スラッジ・ゼロ・ディスチャージ技術の開発」及び「グリーン・スラッジ・エネルギー技術の開発」という開発目標を掲げ、平成17～20年度の4カ年で技術開発を推進する予定。</p>

## 第2節 ライフスタイルの変革

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第3回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
内閣府	<p>環境にやさしい買い物キャンペーン            広く国民に対して「マイバッグの持参」、「簡易包装への協力」、「環境に配慮した商品の購入」など環境に配慮した消費行動の実践を促すため、3R推進月間中、流通事業者等の協力を得ながら都道府県等と共同で「環境にやさしい買い物キャンペーン」<sup>注)</sup>を全国的に展開。</p> <p>注)本キャンペーンは、平成12年度に東京都の呼びかけで14都府県の共同キャンペーンとして開始されたもの。平成13年度に20都府県、平成14年度に27都府県へと、参加都道府県数が拡大してきたために、平成15年度からは、内閣府が、全国的な統一キャンペーンとして都道府県のとりまとめを行うとともに、流通事業者の全国組織等への参加協力要請等を行っている。</p>	<p>平成18年度の状況            内閣府            ・ 掲示用PRポスター約5万8千部【17年度:約8万2千部 16年度:約3万5千部】の作成・配布            ・ 大人向けハンドブック約12万6千部【17年度:約13万2千部 16年度:約12万部】作成・配布            ・ 小学生向けのハンドブック約11万2千部【17年度:約9万4千部 16年度:約15万5千部】の作成・配布 等。</p> <p>都道府県            ・ 平成16年度から47都道府県全てが参加【15年度:39都道府県、14年度:27都府県】            ・ 実施内容:「ポスターの作成・掲示」、「各種広報媒体によるPR」、「ステッカー等の配布」、「グリーン購入セミナーの開催」等</p> <p>流通事業者・小売事業者            ・ 実施内容:「ポスター、チラシ、店内放送等による呼びかけ」、「環境配慮型商品コーナーの設置」、「買い物袋持参者へのスタンプの押印」等</p>	<p>掲示用PRポスターや小学生無権ハンドブックの配布数が増加していることから、本キャンペーンの取組が、着実に浸透・拡大してきている。</p>	<p>平成19年度以降も、本キャンペーンを引き続き実施。            実施に際しては、毎年、実施体制・内容の必要な見直し・充実を図っていく。</p>
	<p>先駆的省資源・省エネルギー実践活動等推進事業            省資源・省エネルギーや地球温暖化防止、循環型社会の形成等を促進する観点から、民間団体による先駆的かつ効果的な実践活動や普及啓発活動を公募し、モデル的に実施するとともに、その成果を広く全国に普及、定着させる。</p>	<p>平成18年度の状況            平成18年の4月中旬から5月中旬にかけて公募を行い、全国各地の民間団体から計32件の応募があり、それらを厳正に審査した結果、そのうちの56件を実施した。            【17年度:54件応募、6件実施】</p>	<p>5件の先駆的な取組をモデル的に実施し、そのノウハウ等を成果として取りまとめたところであり、今後とも、これらの成果を全国へ普及・定着させることが求められる。</p>	<p>平成19年度以降も引き続き実施する。            実施した事業の成果を広く全国に普及定着させ、地域からの自発的な取組みを一層促進させていく。</p>
文部科学省	<p>(廃)環境に関する学習の推進            社会教育施設が中核となり、環境を始めとする地域における課題を総合的に把握した上で、事業の企画、実施、評価を一体的に行うモデル事業を実施し、その成果を全国的に普及啓発することによって社会教育の全国的な活性化を図る。</p>	<p>平成18年度の状況            環境・資源・エネルギー・自然体験活動等に関して8地域のモデル事業の取り組みを支援した。            ・ 「限界集落」の解消を目指す産業と生活文化支援モデル事業(滋賀県)            ・ 水族館の仕事と人から学ぶ社会教育(福岡県)            ・ 地域が関わる子ども支援(北海道美幌町)            ・ 中川ふるさと学習促進事業(北海道中川町)            ・ 科学学習推進デザイン事業(大阪府)            ・ アップ!「サン・レイク」「自然の家」21世紀プラン(島根県)</p>	<p>平成15年度に補助事業が終了したため、平成16年度からは「社会教育活性化21世紀プラン」により、環境・資源・エネルギー・自然体験活動等に関する6地域のモデル事業を実施し、更なる事業の推進を図った。            平成17年度においては、8地域、18年度においては、6地域のモデル事業を実施し、引き続き事業の推進を進めている。</p>	
	<p>「環境教育グリーンプラン」による環境教育の推進            ・ 「環境教育実践普及事業」            環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の全国への普及を図る。</p>	<p>平成18年度の状況            ・ 「環境教育実践モデル地域事業」(10市町村56校)の推進            ・ 「環境のための地球学習観測プログラム(GLOBE)事業」(20校)の推進            ・ 「環境教育に関する実践発表大会(全国環境学習フェア等)」の開催            ・ 「総合的な学習の時間におけるNPO等の外部人材の活用推進事業」(3地域)の推進            ・ 「環境教育普及用リーフレット」の作成。</p>	<p>「環境教育グリーンプラン」による環境教育推進のための取組は、積極的に・効果的に実施されている。</p>	<p>指導内容の改善・充実や教員の指導力の向上に努め、環境教育に関する優れた実践事例の促進や普及に取り組んできたが、今後は、環境教育の充実を図るため実践事例の促進・普及をより一層進めることとしている。</p>
	<p>(廃)「環境教育推進のための教材開発」            児童生徒に環境教育についての正しい理解を深めさせ、責任を持って環境を守る行動がとれるよう環境教育の推進のための教材開発を行う。</p>	<p>平成18年度の状況            社会科、理科、家庭科などの各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間などにおいて活用できるような教材開発に取り組んできた。</p>		

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第3回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
文部科学省	・(廃)「環境教育に関する総合的な情報提供体制の整備」 環境省との連携協力により児童生徒・教職員が活用できる環境教育情報提供システムを構築する。	平成18年度の状況 学校における環境教育に関する実態や教育現場におけるニーズ、望ましい情報提供の在り方等について把握した上で、環境教育に関する総合的な情報提供体制の整備の在り方及び環境教育推進のための教材開発の在り方について調査研究に取り組んだ。		
	・「環境教育・環境学習指導者養成基礎講座」 環境省との連携・協力により環境教育に携わる指導者の養成のための講習会を開催する。	平成18年度の状況 「環境教育リーダー研修基礎講座」を全国7地域に分け、開催県教育委員会の協力のもと、教員162名に対して研修を実施した。		
	・(廃)「環境教育推進のためのプログラム開発」 小・中・高等学校における環境教育についての実施状況の調査を行い、環境教育推進のためのプログラム開発を行う。	平成18年度の状況 児童生徒の発達段階に応じて、社会科、理科、家庭科などの関係教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間も含めた環境教育推進のためのプログラム開発に取り組んだ。		
	環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備 エコスクールの整備を促進し、環境教育・環境学習等の推進を図る。 ・公立学校を対象に、エコスクールパイロット・モデル事業を認定し、施設整備費の国庫補助を行うとともに、調査研究費の負担を行う。 ・「私立高等学校等施設高機能化整備費補助」の「私立学校エコスクール整備推進モデル事業」において、私立学校が行う学校施設における環境に配慮した施設づくりと環境教育のための施設整備(太陽光発電、校舎内外の緑化、雨水・排水の再利用などの校舎施設の改造工事)に対する補助を行う。	平成18年度の状況 ・エコスクールパイロット・モデル事業として70校を認定するとともに、1地方公共団体に調査研究を委嘱した。 ・「私立学校エコスクール整備推進モデル事業」について学校法人からの補助申請に基づき、2校の計画を採択した。	新たに公立学校70校、私立学校2校の環境を考慮した施設整備が行われ、授業や課外活動などにおける環境教育に役立てられている。	平成19年度以降においても、環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備推進を図る。
厚生労働省	事業者が行う3R活動の推進 3R推進協議会が主催する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援。同会の審査委員会委員に参画している。また、厚労省所管事業(医薬品等に限る)について、優れていると審査委員会に評価されたものについては、厚生労働大臣賞を交付することを許可している。	平成4年度以降、製薬企業の事業所等に対し、 ・内閣総理大臣賞 1件 ・厚生労働大臣賞 13件 ・3R推進協議会会長賞 16件 が交付された。	製薬業界においても着実に、3Rの取組が定着していると思われる。	平成19年度以降も引き続き当該表彰制度を通じて製薬業界における3R活動の意識啓発に努めたい。
農林水産省	グリーン・ツーリズムを総合的に推進する一環として、農山漁村情報の受発信、インストラクター等の人材育成、交流の拠点施設の整備等を支援。	平成17年度の状況 ・グリーン・ツーリズムポータルサイトの内容を充実 ・人材育成として全国で878人のグリーン・ツーリズムインストラクター等を育成 ・交流の拠点施設の整備として全国19カ所で交流施設等の整備を実施。 平成18年度の状況 ・人材育成として全国で705人のグリーン・ツーリズムインストラクター等を育成。 ・交流の拠点施設の整備として全国20カ所交流施設等の整備を実施。	平成15年度より延べ2,707人のインストラクター等を育成し、グリーン・ツーリズムを担う人材が順調に増加している。 交流の拠点施設は平成15年度より延べ73カ所で整備され、交流の拠点となる施設は順調に増加している。	都市住民のニーズを的確に把握し農山漁村情報の提供を行っていくことが重要である。農山漁村地域の活性化、都市と農山漁村の共生・対流の実現に向け、引き続きグリーン・ツーリズムの総合的な施策を実施する必要がある。
	地球温暖化防止等森林の持つ公益的機能や、社会全体で森林整備と森林資源の循環利用を推進することへの国民的理解を醸成していく観点から、教育分野と連携した学校の内外における森林環境教育を推進。	平成18年度の状況 ・文部科学省と連携して子どもたちが森林内で様々な体験ができる機会を提供する「森の子くらぶ活動推進プロジェクト」を推進。 ・国有林で学校等が体験学習等を実施するためのフィールドを提供する「遊々の森」の設定等を推進  平成16年度末現在 93箇所 4,088ha 平成17年度末現在 107箇所 4,879ha 平成18年度末現在 127箇所 5,398ha	平成18年度に新たに20箇所の「遊々の森」が設定され、森林教室や体験林業など森林環境教育が実施された。	広範な連携・協力による森林環境教育の推進 森林体験活動の指導者の育成や活動の場等条件整備の推進 森林体験学習等における安全管理体制の充実 「遊々の森」については、引き続き積極的な設定等を推進し、国有林野を活用した、森林環境教育の推進に対する期待の高まりへの確に対応。

自主点検概要

府省名	取組概要	進捗状況	第3回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
経済産業省	<p>3R（リデュース・リユース・リサイクル）普及啓発活動を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各主体に対して3R関連法や制度の周知を図るとともに、各主体の3R活動の実践を促す。</li> <li>各種普及啓発資料の作成・配付、ホームページの運営。</li> <li>3R製品のイメージアップのための広報戦略を展開。</li> <li>毎年10月のリデュース・リユース・リサイクル推進月間（3R推進月間）における普及啓発活動等を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物の排出抑制促進措置（平成19年4月施行）及び再商品化義務の適切な履行（ただ乗り事業者対策）の周知徹底を図るため、新聞に広告を掲載。</li> <li>「資源循環ハンドブック2007」、「なっとく、知っとく3R」、「容器包装リサイクル法排出抑制促進小売業者対応マニュアル」、「容器包装リサイクル法」などのパンフレットを作成・配付。また、容器包装リサイクル教材などの体験教材を作成、各種展示会等へ出展・貸出。経済産業省サイト内の「3R政策」ホームページにおいて、審議会等の情報を随時追加。</li> <li>エコプロダクツ2006において、再生繊維や廃棄繊維物を活用したエコバックコンテストの開催等を実施。</li> <li>3R推進月間関連として、「3R推進功労者等表彰」、「資源循環技術・システム表彰」等の各種行事の開催を引き続き後援。</li> <li>「3R推進功労者等表彰」 3R関係8府省と連携し、3Rの推進に貢献している個人、グループ、学校、特に貢献の認められる事業所等を表彰。 平成18年度：内閣総理大臣賞 1件 各府省大臣賞 10件 3R推進協議会会長賞 107件</li> <li>「資源循環技術・システム表彰」の実施 3Rの促進に寄与する優れた事業を表彰し、それらの事業・取組の奨励・普及、新規ビジネスの創出を目的としたもの。 平成18年度：経済産業省産業技術環境局長賞 5件 クリーン・ジャパン・センター会長賞 6件 クリーン・ジャパン・センター奨励賞 6件</li> <li>政府公報を活用し、TV、ラジオ、新聞、雑誌等、幅広いメディアで普及啓発活動を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>容器包装リサイクル法の改正に伴い、その普及啓発を重点的に実施（新聞広告、パンフレット等）。</li> <li>各種パンフレットの作成配布により、普及啓発を実施。3Rへの理解を深め、日常生活での3R実践に資する体験教材の拡充・貸出を継続。</li> <li>平成17年度に引き続き、生活者の間にある3R製品に対するネガティブイメージを払拭するため、「Respect 3R」プロジェクトを実施、広報キャンペーンを展開。</li> <li>「3R推進功労者等表彰」については、引き続き関係府省と連携し実施「資源循環技術・システム表彰」についても、引き続き実施。 3R推進月間については、引き続き政府の重点広報項目として、普及啓発活動を展開。</li> </ul>	<p>作成した普及啓発資料及びホームページによる効果的な普及啓発、3R推進月間を活用した関連行事の実施を継続。</p> <p>3Rに関心の薄い層への展開を図るため、各取組の連携を図る。</p>
	<p>（新） リユース促進に向けた取組を実施。</p>	<p>代表的なリユースの手法であるリターナブル容器の導入を促進し、容器包装に係る環境負荷を低減することを目的として、平成18年度よりリターナブル容器導入に関する実証事業を創設。平成18年度はモデル事業を5件実施し、地域におけるリターナブル容器の導入の促進を図った。</p>		<p>リターナブル容器導入促進に向けた取組を継続。</p>

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第3回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省	<p>地方環境事務所において環境教育等への取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国7箇所の地方環境事務所において、小中学生を主な対象とした環境教育・環境学習の取り組みを実施。</li> <li>・6月の環境月間に併せて、他省庁、地方公共団体、NPOと連携したイベントの開催や「環境白書を読む会」を開催する等、広く一般国民に向けた環境保全に対する普及啓発活動に取り組んでいる。</li> </ul>	<p>環境学習及び環境保全に対する普及啓発の主な取組</p> <p>17年度：158件（この内、循環型社会形成に関する内容は50件） 16年度：163件（この内、循環型社会形成に関する内容は43件）</p>	<p>地方環境事務所の17年度の取組件数は、若干減少したものの、国民の環境問題についての関心は、着実に高まっている。</p>	<p>環境教育環境学習については、その重要性や、小中学校の学習の場での環境問題への関心の高さに鑑み、地方環境事務所において、今後も取組を継続していく必要がある。</p> <p>現状においては机上での学習が主となっているため、今後は実体験を元にした学習方法を構築していく必要がある。</p> <p>地域住民自らが環境保全へ参加実践する拠点として、環境パートナーシップオフィスの整備充実を図っている。</p>
	<p>3R推進全国大会</p> <p>大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、環境への負荷を抑えた循環型社会推進のため、国民、事業者、行政が一堂に会し、それぞれの知識や実践活動の情報を交換するとともに、参加者一人ひとりが自らライフスタイルを見直す機会を提供することを通じ、ごみの減量化やリサイクルなど3Rの推進に関する理解を深める。</p>	<p>「第2回3R推進全国大会」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年10月17日～21日</li> <li>・北九州市において市民、企業、事業者、自治体職員が参加し多くのイベントが開催され、3Rの普及を促進。</li> <li>「3R推進地方大会」</li> <li>・地方環境事務所毎に、全国7ブロックにおいて開催</li> <li>・地方環境事務所を活用した各地域の3R推進に向けた各種取組の紹介、イベントの実施、マイバッグキャンペーン等。</li> </ul>	<p>3R推進に関する全国大会に加え、地方大会を開催するなどにより、循環型社会に関する啓発普及の着実な展開を図った。</p>	<p>廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用など廃棄物減量化に向けた各種取組の紹介やイベント、マイバッグキャンペーン等を実施することにより、国民一人ひとりの更なる意識改革の向上を図り、地域と密着した循環型社会の推進を図る。</p>
	<p>グリーン購入の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレットの作成配布やセミナーの開催等を通じて積極的に普及啓発を行う</li> <li>・各地域でのグリーン購入地域ネットワークの構築を促進するため、マニュアルの作成配布や研修会の開催等を通じて、地域ネットワークづくりのためのノウハウを普及する。</li> <li>・行政機関や企業がそれぞれのホームページなどで公開しているグリーン購入の取組に関する情報を提供するグリーン購入取組事例データベースの運用を開始した。</li> </ul>	<p>平成18年度は全国4カ所でグリーン購入セミナーを開催</p> <p>平成16年6月から運用を開始したグリーン購入取組事例データベースを更新し、情報提供の推進を図った。</p> <p>平成18年度のアンケート調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織的にグリーン購入を実施している地方公共団体は76.1%（平成17年度は44.2%）、都道府県及び政令指定都市では100%（平成17年度は100%）</li> <li>（なお、平成18年度からは取組の実態をより正確に把握するため、アンケートの設問を紙類や文具等の品目別に分けて実施率を問うものに変更しており、どれか一つ該当すれば実施しているものとみなした。）</li> <li>・物品等の購入に際して環境への負荷に配慮している企業は、上場企業の60.8%、非上場企業の52.2%</li> <li>地域ネットワークは、9団体になった。</li> </ul>	<p>上場企業、非上場企業、地方公共団体のうち、グリーン購入に取り組んでいる割合は、上場企業・非上場企業においては大きな増減はないが、地方公共団体においては、アンケート方法変更の影響があるものの、平成22年度数値目標の達成に向けて進捗したと言える。</p>	<p>今後も引き続き情報提供に努めるとともに、セミナー等の充実を図る。</p> <p>また、組織でのグリーン購入の取組を更に促進するため、これまでのセミナーに加え企業や団体等を対象に実務研修会等を行っていく必要がある。</p> <p>（グリーン購入推進のためのセミナーを平成19年度に2回開催し、地域ネットワークが10団体となった。平成19年度のアンケート調査結果では、組織的にグリーン購入を実施している地方公共団体は76.2%。</p> <p>グリーン購入を実施している企業は、上場企業が66.8%、非上場企業が56.5%。）</p>
<p>各主体間のネットワークの構築</p> <p>各主体間のネットワークを構築し、循環型社会の形成を着実に推進するための情報の集積・交換・提供等を行う。</p>	<p>地球環境パートナーシッププラザにおいて、パートナーシップの促進、NGO支援、環境情報の提供・普及を実施。ホームページや、メールマガジン、情報誌等を効果的に活用している。</p> <p>地方環境パートナーシップオフィスの設置や、NPO等との協働での事業を実施。</p> <p>NGO等から環境に関する優れた政策提言を募集し、優秀な提言の選定、発表会の開催を実施。特に優れた提言については、環境省の施策への反映とともに、行政とNGOのパートナーシップによる施策形成の可能性について検討するために、追加調査を実施。</p>	<p>地方環境パートナーシップオフィスを全国に整備して過程で地域でのパートナーシップ促進の動きが生まれている。</p> <p>優秀な政策提言について施策への反映に向けた追加調査を行い、モデル事業として全国に展開するに至るなど、提言を真摯に受け止めその効果的な実現を図る動きが政策の側に出てきており、各主体間のネットワークの形成に寄与している。</p>	<p>各主体が協働で事業を実施し、政策立案に多様な主体が関わるためのルールと適正な仕組みの検討をより一層進めていく必要がある。</p>	

### 第3節 循環型社会ビジネスの振興

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第3回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
文部科学省	<p>技術士(環境部門)の認定 環境保全計画の策定や環境測定など地方公共団体や企業の環境保全活動に関して、文部科学省においては、有能な技術者を「技術士(環境部門)」と認定し、活用を促進している。</p>	<p>平成19年3月末において849名が「技術士(環境部門)」として登録されている。</p>	<p>平成18年3月末における「技術士(環境部門)」の登録者数は802名であり、着実に増加している。</p>	<p>引き続き、「技術士(環境部門)」の登録を実施する。</p>
厚生労働省	<p>環境負荷の低減に配慮した製品・サービスの開発普及の促進 ・平成16年度に「エコプロダクツ大賞」制度創設。環境負荷の低減に配慮した製品・サービス(「エコプロダクツ」)であって、すぐれた配慮が組み込まれたものを表彰することにより、エコプロダクツの更なる開発・普及を図る事が目的である。 ・第1回から「エコプロダクツ大賞」を関係各省とともに後援し、その審査委員会委員に参画。厚労省所管に係るエコプロダクツについて、優れていると審査委員会に評価されたものについては、厚生労働大臣賞を交付することを許可している。</p>	<p>平成16年度以降、製薬企業等が開発したエコプロダクツに対し、 ・エコプロダクツ大賞推進協議会会長賞 2件が交付された。</p>	<p>製薬業界等においても着実に、エコプロダクツの更なる開発・普及への取組が進展していると思われる。</p>	<p>平成19年度以降も引き続き主催者及び関係各省と連携し、当該表彰制度を通じて当省所管事業者におけるエコプロダクツの開発普及の意識啓発に努めたい。</p>
	<p>生活衛生関係事業者による環境配慮の取組の推進 ・生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく「振興指針」の見直しの際に、随時環境配慮に関する事業内容をより積極的に位置付ける。</p>	<p>飲食店営業(一般飲食業、中華料理業、料理業、社交業)及び喫茶店営業の振興指針の全部改正の際に、環境配慮に関する事業内容をより積極的に位置付けた。</p>	<p>新たに5業種の振興指針に環境配慮に関する事業内容を盛り込み、生活衛生関係事業者による環境配慮の取組の推進を図った。</p>	<p>引き続き、他の業種の振興指針の全部改正の際には、環境配慮に関する事業内容をより積極的に位置付ける。</p>

府省名	自主点検概要		
	取組概要	進捗状況	第3回フォローアップ時との比較とその評価
農林水産省	食品循環資源の再生利用のために行う先導的・モデル的な施設整備に対する補助を実施。	平成16年度 先進的・モデル的な食品リサイクル施設2地区の整備を支援。	
	<p>(廃)バイオマスの革新的な循環・利用技術の開発、再生可能な作物資源由来の工業原材料を生産する技術の開発。</p> <p>地域におけるバイオマスの賦存状況を把握した上で、飼料・肥料、工業原材料等を資源として循環利用していくためのシステム化技術の開発を実施。</p>	<p>排せつ物の革新的な循環・利用技術の開発</p> <p>上向流嫌気性汚泥床法による污水处理技術に、リン酸マグネシウムアンモニウム反応を用いたリン回収装置を組み合わせた污水处理装置を開発。</p> <p>家畜排せつ物等の臭気低減・循環利用技術の開発</p> <p>光触媒を利用したフィルターによる畜舎の脱臭技術を開発。</p> <p>畜舎、堆肥舎から発生する悪臭を吸着した水から悪臭成分の除去技術を開発。</p> <p>食品加工残さ等の有機性廃棄物及び農林水産業施設廃棄物についての革新的な循環・利用技術</p> <p>発酵ポテトパルプの抽出物が、麺類や米飯類に対して優れたほぐれ効果のあることを発見。</p> <p>サツマイモでん粉製造工程において、廃液の少ないでん粉の製造方法、発生した廃液から有用物質（<math>\alpha</math>-アミラーゼ）を抽出する技術を開発。</p> <p>食品廃棄物を加熱処理後、乳酸菌を添加して調整し、保存性を向上させた発酵リキッド飼料により、豚を肥育する技術を確立。</p> <p>アコヤガイ貝肉からセラミド誘導体（セラミドエチルホスホン酸、スフィンゴミエリン等）を効率的に抽出し、抽出後の残さも良質魚粉として利用する技術を開発。</p> <p>木質バイオマスに含まれるリグニンを真菌類により分解し、成型素材となりうる物質を生産。</p> <p>作物資源由来の工業原材料生産技術の開発</p> <p>バイオマスを原料にメタノールを生産する農林バイオマス1号機を開発し、同機に接続するガス化発電システムの開発。さらに、実証試験を行い連続運転に成功。</p> <p>エタノール生産原料用に適した高バイオマス量さとうきび系統群を育成。</p> <p>バイオマスの地域循環利用システム化技術の開発</p> <p>地域の物質循環を診断するソフトウェアを開発し、ソフトウェアについての利用講習会を実施。</p> <p>バイオマスの地域性を考慮した、個別技術を最適に組み合わせた地域モデルの構築と経済・環境面の評価及び実証試験を、全国5箇所（千葉県北東部、宮崎県都城市周辺、沖縄県宮古島、北海道十勝地域、東北大規模水田地域）で実施し、システム構築や実用化に向けた課題を解明。</p>	<p>農林水産業で発生する廃棄物の減量化、再資源化、化石資源の代替に資する技術開発がなされ、実用化、または実証プラントレベルで実証されたことから、循環型社会の形成、地球温暖化の防止、環境負荷低減への貢献、さらには、地域における新産業創出への貢献も期待される。</p>

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第3回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
農林水産省	アブラソコムツ等の未利用資源やコンブ等海藻類の廃棄物が有する有効成分や機能を活用した食品等への転換を図る技術の開発。また、水産加工残渣を総合的に利活用するシステムの構築を検討する。	アブラソコムツを原料とした魚醤・すり身の製品化と製品の評価を実施した。海藻バイオマスからオリゴ糖を効率的に生産する手法の検討と生産された機能性の評価を実施した。水産加工残渣を総合的に利活用するシステムの構築を検討した。	アブラソコムツの有効利用技術の開発については、一定の成果が得られた。海藻バイオマスからオリゴ糖を効率的に生産する技術開発や水産加工残渣を総合的に利活用するシステムの構築については、当初計画通りに引き続き、取組を推進する。	アブラソコムツの有効利用技術については終了。海藻バイオマスからオリゴ糖を効率的に生産する技術開発と水産加工残渣を総合的に利活用するシステムの構築には引き続き取組を推進する。今後は、海藻バイオマスを原料としたバイオ燃料等を生産するための技術開発が課題。
経済産業省	環境適合製品にかかる情報開示基盤を構築し、環境適合製品の普及を促進するため、ISOタイプ環境ラベル「エコリーフ環境ラベル」の普及に取り組む。	平成14年度にプログラムがスタートし、平成18年度末で434件のエコリーフ環境ラベルが登録。	エコリーフ環境ラベルの登録件数は、平成16年度末の234件、平成17年度末の378件と着実な伸びを見せているが、引き続き普及促進に努めていく必要がある。	社会におけるエコリーフ環境ラベルの浸透度合いとしては未だ低水準であるため、製品分類の業種やエコリーフ環境ラベルの利用者を増やすための普及活動を推進する。
	毎年度環境・資源循環専門委員会において平成14年度に設定した「環境JISの策定アクションプログラム」の中で定められている環境JIS策定中期計画を改定。計画に基づき各分野で規格の策定及び調査研究を行っている。これまでに改正・制定した環境規格の活用状況について調査・検討を行い、これをベースにして活用の促進を図る。	平成18年度は、3Rに資する環境JISとして、JISC9911電気・電子機器の資源再利用指標などの算定及び表示の方法の制定等を行った。	環境JISの制定・改正とともに、新たな環境JISの活用状況調査をグリーン購入法をテーマとして実施し、活用状況実態の把握及び活用促進のための課題の抽出を行った。	環境JISの活用状況調査を継続し、これまでに制定・改正した環境JISの活用促進のため抽出した課題への対応について具体的に検討し、環境JISの活用を促進するとともに、この成果を踏まえた環境JISのさらなる展開を図る。
	(廃)循環ビジネス人材教育事業 中小企業等の経営層、管理者層及び実務者層を対象に、循環ビジネスの実践に必要な廃棄物・リサイクル関連法規や環境適合製品等に関する研修を全国的に行う。(H15-18) (廃)「循環ビジネスアドバイザー派遣事業」 循環ビジネスの実践について、企業の具体的なニーズに合わせた、きめ細やかな助言を行うためのアドバイザー派遣を実施。(H16-18)	循環ビジネス人材教育事業は、平成17年度に40回(前年度は40回)の研修を実施。研修参加者は1,918人(前年度は2,190人)であった。 循環ビジネスアドバイザー派遣事業については、平成17年度に、23回(前年度39回)実施した。 平成18年度における循環ビジネス人材教育事業は38回の研修を実施。研修参加者は2,365人。 平成18年度における循環ビジネスアドバイザー派遣事業は17回の実施。	研修事業については、研修終了後のアンケート結果を見ると、8割以上の受講者が、理解が進んだと回答している。 アドバイザー派遣事業についても、実施終了後の評価については、9割以上の受講者が理解が進んだと回答している。	「循環ビジネス人材教育事業」及び「循環ビジネスアドバイザー派遣事業」は平成18年度で終了。

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第3回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
経済産業省	<p>環境コミュニティ・ビジネスモデル事業</p> <p>地域の企業、NPO、市民団体等の地域コミュニティを形成する主体が連携・協働し、地域が有する環境問題の解決、地域の活性化を経営的感覚に基づき実践する「環境コミュニティ・ビジネス」を発掘し、その展開を支援することを通じて、持続的かつ効率的な環境負荷の低減を図る事業を実施した。</p> <p>グリーン・サービサイジングモデル事業</p> <p>グリーン・サービサイジング事業」とは、従来型の「製品の販売を前提としたビジネス」と比較して、より環境負荷低減効果の高い「サービス提供型のビジネス」に資する事業である。本モデル事業では、「環境負荷低減」及び「競争力を有する新たなビジネスモデルの創出」の両面で効果がある先導的なサービサイジングの取組を発掘し、その事業を支援することを通じて、21世紀型の持続可能な社会構築に向けた事業活動の進展を図る事業を実施した。</p>	<p>「環境コミュニティ・ビジネスモデル事業」については事業開始から4年目となる平成18年度は、全国から69件の応募があり、うち14件を採択。(平成15年度は9件、平成16年度は15件採択、平成17年度は、13件採択。)</p> <p>「グリーン・サービサイジングモデル事業」については、2年目となる平成18年度は、全国から39件の応募があり、うち5件を採択。(平成17年度は3件採択。)</p> <p>2つの事業ともに、各採択団体の活動団体について、経済産業省ホームページ等により広く周知。エコプロダクツ展、成果発表会において、モデル事業の活動成果を報告するなど、普及・啓発を行った。</p> <p>環境コミュニティ・ビジネスの事例集・運営マニュアル、グリーン・サービサイジング・ビジネスの事例集を作成し、配布及びホームページにて公開した。</p>	<p>環境コミュニティ・ビジネスモデル事業</p> <p>モデル事業に採択された団体と、その他の関係団体との間で、ネットワーク構築の促進が図られ、新たなビジネススキームを生み出す源泉となるなど、国が本事業を実施することによる波及効果が着実に現れている。</p> <p>グリーン・サービサイジングモデル事業</p> <p>採択団体の広報、経済産業省ホームページ、イベントでのセミナー開催、成果発表会、事例集、新聞や雑誌等により、「グリーン・サービサイジング」という語句の意味やその活動内容が周知され、環境ビジネスとして、ある程度の広がりがみられた。</p>	<p>環境コミュニティ・ビジネス事業中間支援組織向けのマニュアル作成を行う。</p> <p>グリーン・サービサイジング事業</p> <p>一層の導入に向けた課題、推進方策等の検討を行う。</p>
	<p>循環型経済社会システムを構築するため、2010年度までに、資源生産性を約39万円/トンに増加させる。</p> <p>循環利用率を約14%に向上させる</p> <p>最終処分量を約28百万トンに減少させることを目標とし、3R対策の促進に必要な基礎研究、実用化開発等技術開発をパッケージ化し、3Rプログラムとして体系的に実施。</p>	<p>平成17年度は製品の設計・製造段階での有害物質の使用排除を可能とする技術や建設構造物の長寿命化に資するメンテナンス技術、自動車鋼板の高度化・易リサイクル化のための技術の開発等を実施(全6プロジェクト)。また3R技術の普及促進のための実用化補助事業として9テーマについて事業を実施。</p> <p>平成18年度は、製品の設計・製造段階での有害物質の使用排除を可能とする技術や建設構造物の長寿命化に資する革新的構造材料の開発、自動車鋼板の高強度化・易リサイクル化のための技術の開発等を実施(全5プロジェクト)。また、民間企業が取り組む3R実用化技術開発11件に対する補助を行った。</p> <p>平成17年3月に策定した3R分野の「技術戦略マップ」について、毎年度ローリングを行うこととしており、17年度、18年度と所要の改訂を行い、それぞれ、18年4月及び19年4月に公表した。現在、特に重点的な取組が必要な4課題(「最終処分量削減」、「建設ストック」、「金属資源3R」、「3REコデザイン」)を選定し、それらの解決のために必要となる技術を「マップ」において提示している。</p>	<p>「技術戦略マップ」に従って、製品の設計・製造段階から長寿命や易リサイクルといった3Rに配慮するような技術開発を実施。</p> <p>平成18年度は、「建設ストック」対策として建築物の長寿命化や建築部材の軽量化に資する超強度鋼を用いた革新的構造材料の開発を新たに開始。</p>	<p>引き続き、「技術戦略マップ」に示された研究開発課題の解決に資する技術の開発を実施し、循環型経済社会の実現を目指す。</p>

府省名	自主点検概要																
	取組概要	進捗状況	第3回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性													
経済産業省	<p>3Rに資する設備の導入にあたり、一定の要件を満たすものについては、以下の措置を行う。</p> <p>日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫からの低利融資。</p> <p>3Rに資する設備の導入にあたり、設備の特別償却、固定資産税の軽減。</p> <p>3Rに資する施設の導入やリサイクルに関する技術開発にあたり、「エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」に基づく承認を受けた場合に、利子補給、債務保証といった支援措置。</p>	<p>18年度低利融資の結果（単位：百万円）</p> <table border="1"> <tr> <td>日本政策投資銀行</td> <td>4件</td> <td>865</td> </tr> <tr> <td>中小企業金融公庫</td> <td>88件</td> <td>7,448</td> </tr> <tr> <td>国民生活金融公庫</td> <td>83件</td> <td>1,165</td> </tr> </table> <p>設備の特別償却、固定資産税の軽減についての結果（単位：百万円）</p> <table border="1"> <tr> <td>所得税・法人税</td> <td>124</td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td>49</td> </tr> </table> <p>経済産業省関係のみ</p> <p>利子補給の結果 4件（平成18年度）</p>	日本政策投資銀行	4件	865	中小企業金融公庫	88件	7,448	国民生活金融公庫	83件	1,165	所得税・法人税	124	固定資産税	49	<p>設備等の導入は進んでいるところであるが、引き続き支援策を講じる必要がある。</p>	<p>次年度要求においては、事業者の利便性の向上や政策目的の一層の明確化を図るべく、必要に応じて制度の検討を行う。</p>
日本政策投資銀行	4件	865															
中小企業金融公庫	88件	7,448															
国民生活金融公庫	83件	1,165															
所得税・法人税	124																
固定資産税	49																

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第3回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
経済産業省	製品のライフサイクル全体において、天然資源消費量、廃棄物発生量及び環境負荷を最小化するような対応が可能となるよう、製品毎の3Rシステムの高度化を図るために必要な措置に関する検討の実施。	平成17年1月に産業構造審議会・廃棄物リサイクル小委員会に製品3Rシステム高度化ワーキンググループを設置し、同年8月まで7回の審議を行い、報告書の取りまとめを行った。本取りまとめを踏まえて、資源有効利用促進法政省令の改正を行い、希少性・有用性・有害性を持つ特定の物質情報をライフサイクルの各段階で管理できるよう、家電・パソコン等の製品の製造事業者及び輸入販売事業者に対して、製品含有物質の情報提供措置の義務付けを行った。(平成18年7月1日施行)	製品3R高度化ワーキンググループにおいて、製品3Rの高度化を図るために必要な措置について審議・取りまとめを行い、資源有効利用促進法政省令の改正を行ったところ。	3R配慮設計・製造を推進するため、資源再利用指標といった製品の新たな評価軸等の統一化を図るための規格作成に向けた対応等を産業界と連携しつつ積極的に行っていく。
国土交通省	環境にやさしい資材や建設機械の特定とその使用の推進 グリーン購入法に則り、国土交通省が実施する公共事業において、環境への負荷の低減に資する資材及び建設機械の使用を推進するもの。	グリーン購入法の施行に伴い、環境への負荷の低減に資する資材の調達を推進 環境負荷低減効果を有する建設機械の使用の推進(平成14年4月から) 伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法等の環境負荷低減効果を有する工法の使用の推進(平成15年4月から) 再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)や製材や集成材等の調達を推進(平成16年4月から) 電気炉酸化スラグ骨材や再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)等の調達を推進(平成17年4月から) 銅スラグを用いたケーソン中詰め材やビニル系床材等の調達を推進(平成18年4月から) フローリングの調達を推進(平成19年4月から)		平成20年度以降に調達する資材、建設機械、工法及び目的物について、一般からの提案を参考として特定調達品目の追加、見直し等の検討を行う。また、特定調達品目の実績把握を行い、その結果を踏まえて、定量的な目標を設定し、環境物品等の調達を推進していく予定。
	ごみの排出量がここ数年微減減少であるものの、依然として高水準で推移していることを踏まえ、その発生抑制を一層推進するための施策の一部として、市町村におけるごみ処理の有料化の導入の促進策について検討を行った。	平成17年2月の中央環境審議会の意見具申を受け、同年5月に廃棄物処理法に基づく基本方針が改正され、市町村が経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制・再生利用等を進めるため、一般廃棄物処理の有料化を推進することが国の廃棄物政策の基本方針に明記された。 これを受けて、平成17年度・平成18年度と検討を行い、平成19年6月に「一般廃棄物処理有料化の手引き」を策定し、市町村に周知した。		今後も本手引きの更なる普及に努める。
環境省	手続きの合理化と規制強化 ・廃棄物の収集・運搬・処分等の各種手続きの合理化を図る ・産業廃棄物処理業等の許可に係る特例の制定及び廃棄物の適正処理を確保するための各種規制強化を図る。	廃掃法の改正により以下の制度改正を実施 広域的なりサイクル等の推進のための環境大臣の認定による特例制度導入(H15年6月改正) 産業廃棄物の収集運搬車に係る表示及び書類備え付けの義務化を導入(H16年9月改正) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の運用の厳格化と悪質な処理業者への罰則を強化した。(H17年5月改正) 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準に適合する廃棄物処理業者に対する許可申請書類の一部免除措置を講じるなど各種手続きの合理化措置を実施した。(H17年3月改正) 石綿含有産業廃棄物等について処理基準の強化等の措置を講じた。(平成18年7月政令改正)	不法投棄等の不適正処理への対応として平成16年、17年及び18年の廃棄物処理法の改正を始めとして、各種規制の強化を図る一方で、各種手続きの合理化も着実に推進した。	平成15年度から18年度の制度改正事項が着実に実施されていくように諸策を講じていく。

自主点検概要

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第3回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省	<p>循環型社会形成の推進及び廃棄物に係る諸問題の解決に資する研究事業、技術開発事業等の推進のため、廃棄物処理等科学研究費補助金により以下の3事業を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理対策研究事業</li> <li>次世代廃棄物処理技術基盤整備事業</li> <li>廃棄物対策研究推進事業</li> </ul> <p>競争的資金制度を活用したこれらの制度において広く研究テーマや開発する技術を募り、評価の高い課題に対し必要経費を補助している。</p>	<p>廃棄物等の発生抑制、回収された廃棄物等の循環的な利用の促進等に資する研究や技術開発への支援を行った。また廃棄物対策研究推進事業によりこうした成果の普及に努めた。</p> <p>平成17年度の採択課題                  廃棄物処理対策研究事業 49件                  次世代廃棄物処理技術基盤整備事業 6件                  平成18年度の採択課題                  廃棄物処理対策研究事業 54件                  次世代廃棄物処理技術基盤整備事業 10件                  平成19年度の採択課題                  廃棄物処理対策研究事業 62件                  次世代廃棄物処理技術基盤整備事業 5件</p>	<p>平成16年度に続き、廃棄物等の発生抑制、回収された廃棄物等の循環的な利用の促進等に資する研究や技術開発への支援及び当該研究成果等の普及を着実に実施した。</p> <p>また、政策ニーズを効果的・効率的に実現するため、3Rの推進やアスベスト廃棄物の無害化処理、廃棄物系バイオマスに関する研究を重点テーマとして示し、これらの課題の積極的な採択を行った。</p>	<p>政策ニーズを効果的・効率的に実現するため、引き続き3Rの推進やアスベスト廃棄物の無害化処理に関する研究とともに、廃棄物系バイオマスの利活用や漂着ごみの適正処理を図るための研究・技術開発等を重点テーマとする。</p>
	<p>廃棄物処理施設における温暖化対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年度より、温暖化対策に資する高効率な廃棄物エネルギー利用施設事業やバイオマス利用施設を整備する民間事業者等に対して、国庫補助を行っている。</li> <li>また、平成18年度からは従来の廃棄物発電施設等に加え、ごみ発電ネットワーク及び熱輸送システムを補助対象施設に加えている。</li> </ul>	<p>平成18年度においては、廃棄物発電施設、廃棄物熱供給施設等を整備する計7事業所に対して国庫補助を行った。</p>	<p>平成18年度からは補助対象施設を拡充し、温暖化対策に資する廃棄物処理施設の整備を推進している。</p>	<p>引き続き、温暖化対策に資する高効率の廃棄物エネルギー利用施設等の整備を促進するため、これらの施設を整備する事業者にたいして支援を行うこととする。</p>
	<p>グリーン購入の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国自らも事業者・消費者としてグリーン購入を行う。</li> <li>環境ラベル等データベースや、特定調達物品に関する情報を提供する特定調達物品情報提供システムをインターネット上に公開している。</li> <li>行政機関や企業がそれぞれのホームページなどで公開しているグリーン購入の取組に関する情報を提供するグリーン購入取組事例データベースの運用を開始した。</li> <li>アンケート調査結果として、すべての地方公共団体、上場企業（東京、大阪及び名古屋証券取引所1部及び2部上場企業）の約50%及び非上場企業（従業員500人以上の非上場企業及び事業所）の約30%が組織的にグリーン購入を実施するようになることを目標とする。</li> </ul>	<p>平成17年度の国等の各機関における特定調達物品の調達率については、大半の品目において95%以上の高い調達率を達成。環境ラベル等データベースにおいては、平成14年8月から本格的運用。制度の変更や新規制度の登録等情報内容について、年2回の更新。特定調達物品情報提供システムは平成13年4月より運用を開始し、年4回の更新。グリーン購入取組事例データベースは、平成16年6月から運用を開始した。情報提供の推進や地方におけるグリーン購入セミナー等を通して、グリーン購入の取組の普及を図っている。比較的取組が遅いと思われる小規模自治体を主に対象として、グリーン購入に容易に取り組めるような簡易なマニュアルを作成したところだが、内容を更に精査し、地方公共団体への普及に努める。</p> <p>平成18年度のアンケート調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>組織的にグリーン購入を実施している地方公共団体は76.1%（平成17年度は44.2%）都道府県及び政令指定都市では100%（平成17年度は100%）</li> </ul> <p>（なお、平成18年度からは取組の実態をより正確に把握するため、アンケートの設問を紙類や文具等の品目別に分けて実施率を問うものに変更しており、どれか一つ該当すれば実施しているものとみなした。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>物品等の購入に際して環境への負荷に配慮している企業 上場企業の60.8%、非上場企業の52.2%</li> </ul>	<p>国等の各機関における特定調達物品の調達率については、前年に引き続き、ほとんどの品目において、95%以上の高い水準となっており、国等におけるグリーン購入は、更に定着したといえる。各種の情報提供データベースは、定期的に情報の追加・更新を行っており、第3回フォローアップ時と比較して、更に充実したといえる。</p>	<p>地方公共団体、特に市区町村におけるグリーン購入の取組の進展が遅れているため、地方公共団体に対するグリーン購入の取組推進方策の強化が必要である。</p> <p>（地方公共団体のグリーン購入の取組を推進するため、グリーン購入取組ガイドラインを平成19年6月に策定した。）</p> <p>更に消費者に環境ラベル等データベース、特定調達物品情報提供システム及びグリーン購入取組事例データベースを利用してもらい、グリーン購入を促進していくため、更なる情報内容の充実を図る。</p> <p>（平成19年度のアンケート調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>組織的にグリーン購入を実施している地方公共団体は76.2%（平成18年度は76.1%）都道府県及び政令指定都市では100%）</li> <li>物品等の購入に際して環境への負荷に配慮している企業上場企業の66.8%、非上場企業の56.5%）</li> </ul>

自主点検概要

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第3回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省	<p>ライフサイクルアセスメントの普及 環境保全型の製品の普及を促進するため、幅広い製品群を対象として、その環境負荷をライフサイクルの観点から総合的に評価するLCA評価手法について、多くの企業を取り組みやすい手法を確立するための検討を進めてきたところである。</p> <p>LCA評価に基づく製品の環境負荷の情報をわかりやすい形で提供する事が求められていることを踏まえ、商品やサービスに起因する環境負荷を、ライフサイクル的視点から定量化し、その結果をわかりやすく消費者に提供するシステムを構築した。</p> <p>システムの試験運用を平成17年6月から開始した。</p>	<p>LCA実施のためのガイドライン及び原単位情報(素材等の環境負荷量算出のための換算係数)データベースを作成した。</p> <p>商品等に起因する環境負荷をライフサイクル的視点から定量化し、その結果を消費者に提供するシステムの試験運用を平成17年6月から開始し、システムに関する消費者向けのガイドブックを作成した。</p> <p>グリーン購入法における特定調達品目について、LCA評価の観点から複合的な環境負荷低減効果の評価を実施した。</p>	<p>商品等に起因する環境負荷をライフサイクル的視点から定量化し、その結果を消費者に提供するシステムの試験運用を開始し、ライフサイクルアセスメントの普及に向けて取組が進んだといえる。</p>	<p>今後は、本格運用に向けたデータの充実及び消費者に普及させていくことが必要である。</p>

<p>環境省</p>	<p>事業者の自主的・積極的な環境への取組の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の自主的・積極的な環境への取組を支援するため、「環境会計ガイドライン 2005年版」、「エコアクション 21 (2004年版)」等による環境報告書の普及促進を引き続き行った。</li> <li>企業実務研究会を行い、環境報告書のガイドライン改訂等に向けた意見交換を行うとともに、環境報告書の作成者、利用者、有識者等からなる検討会を開催し、平成 19 年 6 月にガイドラインを改訂した。</li> <li>「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(環境配慮促進法。平成 17 年 4 月施行)を踏まえ、環境報告書の作成が義務付けられる特定事業者による環境報告書の公表が初めて行われた。また、環境省ホームページ上に解説している環境報告書データベースの機能を見直し、特定事業者が公表している環境情報を容易に比較、検索できるように、また中小企業者が積極的に環境情報を公表できるようにデータベースの機能改善に向けた検討を行った。</li> </ul> <p>【循環型社会形成推進基本計画における目標】</p> <p>アンケート調査結果として、上場企業の約 50%及び非上場企業の約 30%が環境報告書を公表し、環境会計を実施するようになることを目標とします。</p>	<p>近年、企業の環境問題への姿勢がより積極的なものへと変化していることに加えて、環境省において、環境報告書や環境会計のガイドラインによる普及促進を通じて、環境報告書を作成する企業や環境会計を導入する企業が増加している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境報告書を作成している企業は年々着実に増加している。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 17 年</th> <th>平成 16 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上場企業</td> <td>570 社 (47.0%)</td> <td>510 社 (45.3%)</td> </tr> <tr> <td>非上場企業</td> <td>363 社 (24.6%)</td> <td>291 社 (20.8%)</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>933 社 (34.7%)</td> <td>801 社 (31.7%)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境会計を導入している企業は年々着実に増加している。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 17 年</th> <th>平成 16 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上場企業</td> <td>455 社 (37.5%)</td> <td>416 社 (36.9%)</td> </tr> <tr> <td>非上場企業</td> <td>335 社 (22.7%)</td> <td>296 社 (21.2%)</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>790 社 (29.4%)</td> <td>712 社 (28.2%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>中小事業者向けの環境マネジメントシステムである環境エコアクション 21」についてガイドラインによる環境配慮の促進を引き続き行った。財団法人地球環境戦略研究機関による認証・登録事業者数は 1,445 社である。(平成 19 年 3 月末現在) 前回の 710 社に比べ着実に増加している。</p>		平成 17 年	平成 16 年	上場企業	570 社 (47.0%)	510 社 (45.3%)	非上場企業	363 社 (24.6%)	291 社 (20.8%)	全体	933 社 (34.7%)	801 社 (31.7%)		平成 17 年	平成 16 年	上場企業	455 社 (37.5%)	416 社 (36.9%)	非上場企業	335 社 (22.7%)	296 社 (21.2%)	全体	790 社 (29.4%)	712 社 (28.2%)	<p>環境報告書公表企業及び環境会計実施企業について見ると、その数、割合ともに順調に増加しており、前回に引き続き進展の傾向にある。中小企業向けの環境マネジメントシステムについて、認証・登録事業者数は順調に増加しており、前回に引き続き、進展の傾向にある。</p>	<p>【今後の課題】</p> <p>事業活動に環境配慮を組み込むための手法や取組内容の評価手法の開発・普及を引き続き進めていくことが必要である。</p> <p>環境対策に熱心に取り組む事業者が社会から高く評価されるように、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)」に沿って、特定事業者の環境報告書の記載事項をより充実させるための検討や、民間事業者による環境報告書の発行を更に促進するために必要な施策の推進が必要である。</p> <p>金融のグリーン化を進め、環境金融の推進などを通じて、環境対策に取り組む企業が市場から評価されるような仕組み作りのため、情報開示内容等を検討することが必要である。</p> <p>【見直しの方向性】</p> <p>環境報告書の記載事項充実のための検討や、環境報告書の記載事項等に関する手引き等を通じた環境配慮促進法の確実な実施、民間事業者による環境報告書作成の一層の促進、環境報告書の利用促進、社会的責任投資の促進などを展開していく必要がある。</p> <p>循環型社会ビジネスの振興に向けて、環境と金融の観点から、環境技術などの我が国が世界に誇れる「環境力」と、1,500 兆円を越える個人金融資産の「金融力」を融合させ、金融の機能を活用して、「お金」の流れを環境に配慮されたものに変えていくために必要な施策を推進する必要がある。</p> <p>(平成 19 年 6 月に、昨今の企業の社会的責任への関心の高まり等に対応した「環境報告ガイドライン 2007 年版」、新ガイドラインに対応した「環境報告書の記載事項等の手引き(第 2 版)」を 11 月に、「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き」を 12 月にそれぞれ策定した)</p> <p>(環境報告書を作成している企業(H19 年度調査))</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>上場企業</td> <td>590 社 (51.8%)</td> </tr> <tr> <td>非上場企業</td> <td>459 社 (28.0%)</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>1,049 社 (34.7%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(環境会計を導入している企業(H19 年度調査))</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>上場企業</td> <td>453 社 (39.8%)</td> </tr> <tr> <td>非上場企業</td> <td>366 社 (22.4%)</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>819 社 (29.5%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(エコアクション 21 の登録事業者は 2,042 社となっている。(平成 19 年 12 月末現在))</p>	上場企業	590 社 (51.8%)	非上場企業	459 社 (28.0%)	全体	1,049 社 (34.7%)	上場企業	453 社 (39.8%)	非上場企業	366 社 (22.4%)	全体	819 社 (29.5%)
	平成 17 年	平成 16 年																																						
上場企業	570 社 (47.0%)	510 社 (45.3%)																																						
非上場企業	363 社 (24.6%)	291 社 (20.8%)																																						
全体	933 社 (34.7%)	801 社 (31.7%)																																						
	平成 17 年	平成 16 年																																						
上場企業	455 社 (37.5%)	416 社 (36.9%)																																						
非上場企業	335 社 (22.7%)	296 社 (21.2%)																																						
全体	790 社 (29.4%)	712 社 (28.2%)																																						
上場企業	590 社 (51.8%)																																							
非上場企業	459 社 (28.0%)																																							
全体	1,049 社 (34.7%)																																							
上場企業	453 社 (39.8%)																																							
非上場企業	366 社 (22.4%)																																							
全体	819 社 (29.5%)																																							

### 第3節 循環型社会ビジネスの振興

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第3回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省	大小様々なイベントにおけるリユースカップの導入可能性等について検討し、併せてデポジット導入に係るその効果の検証を実施する。	デポジットの有無によるカップの回収率の差の比較検討を行い、各種イベントの特性等により回収率が変化することなどの調査結果を得た。また、これらの調査結果を踏まえ、マニュアルを作成し、ホームページへの掲載を行った。	サッカー場のみでなく、各種イベントについて、デポジットを含め、リユースカップの衛生的な洗浄・保管について知見を収集した	リユースカップ導入の際の課題として、イベントの内容や施設の状況、営業の形態などを総合的に勘案して制度を構築し、デポジットの有無や運営のしくみ、実施エリアや対象飲料の範囲などについて最適な選択を行うことが重要である。これまでの調査結果を踏まえ、野球場におけるリユースカップの導入に向けて調査・検討を行っていく。

### 第4節 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第3回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
厚生労働省	水道事業における廃棄物・リサイクル対策の推進 平成16年6月に定めた「厚生労働省における環境配慮の方針」において、水道施設整備による建設廃棄物の減量化及び建設残土の再生利用の推進に努めることとしている。	再資源化率等を経年的に把握するための手法について検討を行った。  水道事業における建設副産物・浄水汚泥のリサイクル事例等を紹介した「水道事業における環境対策の手引書」をホームページ上に公開した。	再資源化率等を経年的に把握する体制が整備された。	経年的に把握した再資源化率等の情報をもとに、引き続き、水道事業者に対して、廃棄物・リサイクル対策の推進に努めるよう指導等を行っていくこととする。（なお、「厚生労働省における環境配慮の方針」の点検作業を平成19年に実施し、浄水汚泥の有効利用の推進を施策として位置づけたところ。）
農林水産省	「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」を踏まえた我が国の国内実施計画の履行のため都道府県の責任において実施する埋設農薬の掘削・回収及び処理の際の処理計画の策定及び周辺環境への悪影響防止措置に対する補助を実施。	「食の安全・安心確保交付金(埋設農薬の適切な処理の支援)」(交付金)により、8県(総額:約1億円)に対し支援した。	都道府県の責任において実施する埋設農薬の処理等の際の処理計画の策定及び周辺環境への悪影響防止措置に対する補助をすることにより、埋設農薬の適正処理等の着実な取組を支援している。	「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」を踏まえた我が国の国内実施計画の履行のため都道府県が実施する埋設農薬の掘削・回収及び処理が着実に進むよう支援等を行っていくとともに、各都道府県における処理状況の把握を行っていくこととする。
	建設リサイクル法を踏まえ、建設副産物のリサイクルを推進。公共工事で、特に直轄事業において先導的にリサイクルを推進。平成14年5月に策定された「建設リサイクル推進計画2002(国土交通省)」に示されている目標値(平成22年度)を目指す。	全国ブロック毎に地方整備局、地方農政局、都道府県、公団等で組織する地方建設副産物対策連絡協議会において、建設副産物の有効利用及び再利用等を促進し、建設事業の円滑な推進を図るために必要な情報収集・交換等を実施。	地方建設副産物対策連絡協議会において、講習会や説明会を開催し、関係者に対して情報提供等を行った。	建設廃棄物の抑制、循環利用、適正処理の徹底を引き続き図る。
	人や環境に優しく、再生産可能な資材である木材の循環利用等を促進するため、リサイクルやダイオキシン対策等の環境保全や合理的な加工・流通施設等の整備による木材産業の体質強化や森林所有者から住宅生産者までの関係者の連携による「顔の見える木材での家づくり」の取組に対する支援を実施。	平成18年度は、11企業(11工場)による環境保全施設整備等の導入に対し利子助成措置を実施した。(H17年度は12企業(12工場)に対して実施) 平成18年度は、森林所有者から住宅生産者までの関係者の連携による「顔の見える木材での家づくり」の取組を支援するため、20都道府県において大工・工務店への講習会を実施。(平成17年度は21都道府県で実施)	「顔の見える木材での家づくり」に取組む団体数が、218団体(平成17年)から241団体(平成18年)に増加するなど、一定の効果が見られた。	環境保全等に対応した合理的な木材産業の加工・流通体制の整備や、森林所有者から木材産業関係者、住宅生産者までの地域の関係者等が一体となった「顔の見える木材での家づくり」の情報提供などにより普及を推進。
経済産業省	産業構造審議会 廃棄物処理・リサイクルガイドライン 事業者の自主的な取組を促進することを目的として、リサイクル目標の設定や環境に配慮した製品設計の推進など、事業者が取り組むべき内容について整理している。また、ガイドラインは、目標値の達成状況や実施すべき取組の進捗状況などについて、業界団体を交えた審議会の場で毎年フォローアップを行うことにより、ガイドラインの進捗状況管理と実効性向上に取り組んでいる。	平成2年にガイドラインが策定されて以来、順次対象品目、対象業種の追加を行っているほか、既存品目・業種についてもリサイクル率などの目標値の見直しなどを行い、企業活動の中でのリデュース・リユース・リサイクルの推進のために必要な取組の見直しを行っている。これにより、本ガイドラインの対象としている品目・業種は、一般廃棄物量の約70%、産業廃棄物量の約40%をカバーしたものとなっている。  平成18年度は、取組の進捗状況を確認するとともに、いくつかの品目・業種において目標値の改定を行ったところ。平成19年度は今般取りまとめられた産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会基本政策ワーキンググループの報告書の方針を踏まえ、改定を行う予定。		今後も、ガイドラインの進捗状況や技術開発の動向などを踏まえ、リサイクル目標の改定、環境配慮設計の推進・有害物質対策の強化など、事業者が取り組むべき事項の見直しを継続的に行っていく。 また、近年技術革新などから急速に需要が伸びている品目や、多品種少量生産などのためにこれまでガイドラインの統一的な取組の対象となりにくかった品目や業種の追加などを積極的に行っていく。

	<p>特定有害廃棄物等の輸出入に関する事前相談を実施したほか、バーゼル条約の制度の趣旨やバーゼル法の周知を図り、不適正な輸出入を防止するためのバーゼル法等説明会を開催した。</p>	<p>特定有害廃棄物等の輸出入に関する事前相談を実施した（平成 16 年度約 6,400 件 平成 17 年度約 12,400 件 平成 18 年度約 17,250 件）。輸出入業者を対象としたバーゼル法等説明会を環境省と共催で平成 18 年度に全国 12 か所で開催し、バーゼル法等の周知を図った。（前年度 11 か所）。</p> <p>なお、バーゼル法に基づく平成 18 年の輸出の承認件数は 16 件（前年度 15 件）、輸入の承認件数は 28 件（前年度 29 件）。</p>	<p>平成 16、17 年度に比べ事前相談件数が大幅に増加し輸出入業者へのバーゼル法の周知が進んでいる。また、説明会を前年から 1 か所増やして 12 か所で実施し、バーゼル条約の制度の趣旨やバーゼル法の更なる周知を図った。</p>	<p>中国等アジア向けの循環資源の輸出が増加しており、引き続き、バーゼル条約の制度の趣旨等の周知を行う他、税関・環境省等関係省庁と協力して、不適正な輸出入を防止する必要がある。</p>
<p>経済産業省</p>	<p>アジア各国における廃棄物の適正な処理の推進及びアジア大の資源有効利用を図るため、適切な資源循環システムの構築を図る観点から、アジアにおけるリサイクルの推進を目的とした技術協力を実施する。</p>	<p>G A P 政策対話における要望等を踏まえ、財団法人海外技術者研修センターにおいて、3 R に関する以下の受入研修を実施。</p> <p>平成 16 年 12 月、タイの研究機関関係者、企業関係者を対象に、廃棄物・リサイクルコース研修を実施。我が国の 3 R 廃棄物管理に対する取り組みへの理解を深めさせた。（研修受講者 30 名）。</p> <p>平成 17 年 2 月、ベトナムの研究機関関係者、企業関係者を対象に、廃棄物管理導入研修を実施。CTC(Center for Technology Transfer) 及び HEPZA(ホーチミン輸出加工区)の環境管理者が廃棄物の全体の流れや廃棄物処理の各段階に於ける処理技術を習得させた(研修受講者 30 名)。</p> <p>平成 17 年 3 月、マレーシアの関連企業の実務担当者を招聘し、我が国の 3 R 政策と関連産業の現状を紹介した(研修受講者 26 名)。</p> <p>平成 17 年 11 月、タイの企業関係者を対象に、蛍光灯リサイクルをテーマに、我が国の環境保全対策の歴史、現状、技術を紹介した(研修受講者 21 名)。</p> <p>平成 18 年 3 月、フィリピンの研究機関関係者、企業関係者を対象に、我が国における産業廃棄物処理対策、処理技術を紹介した(研修受講者 28 名)。</p> <p>平成 18 年 3 月、フィリピンの研究機関関係者、企業関係者を対象に、日本のリサイクルガイドラインや企業の取り組み活動を紹介した(研修受講者 24 名)。</p> <p>平成 18 年 3 月、マレーシアの研究機関関係者、企業関係者を対象に、日本における 3 R &amp; 廃棄物処理対策の理解や特にプラスチック分野における処理技術の研修を実施した(研修受講者 26 名)。</p> <p>平成 18 年 11 月、マレーシアの研究機関関係者、企業関係者を対象に、日本における 3 R リサイクル・廃棄物処理対策の理解や特にプラスチック分野における処理技術の研修を実施した(研修受講者 32 名)。</p> <p>平成 18 年 12 月、タイの研究機関関係者、企業関係者を対象に、ライフ・サイクル・アセスメントをテーマに、我が国の 3 R 政策とリサイクル産業の現状を紹介した(研修受講者 27 名)。</p> <p>平成 19 年 12 月、タイの研究機関関係者、企業関係者を対象に、ライフ・サイクル・アセスメントをテーマに、我が国のリサイクル政策とリサイクル産業の現状を紹介した(研修受講者 26 名)。</p> <p>平成 20 年 1 月、ASEAN 諸国の民間企業等からの研修生に対して、鉱物及び金属の回収及びリサイクルに関する我が国の政策や法制度を紹介する予定（研修受講予定者 30 名）</p> <p>平成 20 年 2 月、ベトナムの産業廃棄物管理制度の構築支援のため、廃棄物企業等の管理者を対象に、我が国の 3 R、廃棄物管理に対する取り組みを紹介する予定（研修受講予定者 30 名）</p> <p>平成 20 年 2 月、中国青島市の行政、企業関係者を対象として、我が国の自治体の循環型都市の構築、運営方法及び立地企業の 3 R 技術について紹介する予定（研修受講予定者 27 名）</p>	<p>平成 19 年度以降、これまで実施してきた東南アジア各国に加えて、循環型都市協力の一環として、中国の民間企業の技術者等に対する研修を実施することとした。</p>	<p>各国の 3 R の取り組みの状況を踏まえつつ、技術協力を実施する必要があるため、各国の制度構築・インフラ整備に関する情報収集を進め、具体的な協力内容を検討する予定。</p>

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第3回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
経済産業省	<p>新たなリサイクルシステムの構築 自動車用バッテリーのリサイクルシステムの再構築に関する検討の実施。</p>	<p>バッテリー回収・リサイクルシステムの再構築のため、関係主体が果たすべき役割や実効性を確保するための方策等についての検討会（専門委員会）を、産業構造審議会及び中央環境審議会に設けて合同で議論を進め、報告書（案）に対するパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて報告書の取りまとめを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの実施時期：平成17年8月11日～9月12日</li> <li>・報告書の公表時期：平成17年12月27日</li> </ul> <p>報告書の概要：再構築に向け、実効性を確保するための方策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車用バッテリーを資源有効利用促進法の指定再資源化製品として指定するとともに、自動車用バッテリーを部品として使用する製品を指定（同法政令）</li> <li>・リサイクルの実施主体を規定（同法省令） <ul style="list-style-type: none"> <li>・バッテリー製造事業者及び輸入者</li> <li>・バッテリー使用機器製造事業者及び輸入者</li> </ul> </li> </ul>	<p>産業構造審議会及び中央環境審議会の合同部会によって審議された報告書（案）に対するパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて報告書の取りまとめを行った。</p>	<p>関係各事業者による自主取組についての実務的検討をはじめ、改省令改正の実施等、制度実施に向け必要な措置を講ずる。</p>
	<p>各国が相互に連携し、域内における資源有効利用を促進することで資源消費量を抑制し、同時に環境汚染の拡散を防止することによって、持続可能なアジア循環型経済社会圏の構築を図る。</p>	<p>政策対話の実施 フィリピン、タイ、マレーシア、インドネシアと3Rを議題の1つとしたグリーン・エイド・プラン（GAP）の政策対話を実施した。（平成17年度各1回、平成18年度も現在までに各1回）</p> <p>アジア各国における循環型経済社会構築に向けた施策 中国等の中央・地方政府職員を受入れ、日本の3R政策等の説明を実施した。（平成17年度は72名、平成18年度は235名、平成19年度は12月31日現在で149名）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中国との間で、循環型都市に関する協力の実施に合意。我が国の自治体が有するリサイクル施設等の整備に関するノウハウを中国の地方政府に移転していく。平成19年度は、北九州市と青島市との間で取組が実施されている。</li> </ul> <p>国際機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球規模での3R促進を目的とする調査をOECDに提案し、関係国の同意を得て作業が進められている。</li> </ul>	<p>平成16年10月に産業構造審議会・リサイクル小委員会国際資源循環ワーキンググループで取りまとめられた報告書（「持続可能なアジア循環型経済社会圏の実現へ向けて」）で示されている施策展開の方向性に従って取組を進めているところである。</p>	<p>日中循環型都市に関する協力については、日中3R政策対話等においてフォローアップ、他地域への展開の検討を実施する予定。</p>
	<p>製品のライフサイクル全体において、天然資源消費量、廃棄物発生量及び環境負荷を最小化するような対応が可能となるよう、製品毎の3Rシステムの高度化を図るために必要な措置に関する検討の実施。</p>	<p>平成17年1月に産業構造審議会・廃棄物リサイクル小委員会に製品3Rシステム高度化ワーキンググループを設置し、同年8月まで7回の審議を行い、同年8月に取りまとめを行った。本取りまとめを踏まえて、資源有効利用促進法政省令の改正を行い、希少性・有用性・有害性を持つ特定の物質情報をライフサイクルの各段階で管理できるよう、家電・パソコン等の製品の製造事業者及び輸入販売事業者に対して、製品含有物質の情報提供措置の義務付けを行った。（平成18年7月1日施行）</p>	<p>製品3R高度化ワーキンググループにおいて、製品3Rの高度化を図るために必要な措置について審議・取りまとめを行い、資源有効利用促進法政省令の改正を行ったところ。</p>	<p>3R配慮設計・製造を推進するため、資源再利用指標といった製品の新たな評価軸等の統一化を図るための規格作成に向けた対応等を産業界と連携しつつ積極的に行っていく。</p>

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第3回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
国土交通省	平成14年5月に策定された「建設リサイクル推進計画2002」が目標年を経過したことから、新たな建設リサイクル推進計画の作成に向けた検討を実施。	平成17年度建設副産物実態調査の結果を踏まえ、新たな建設リサイクル推進計画の策定を視野に入れ、社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会、交通政策審議会交通体系分科会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会を設置し、平成19年1月より合同会議において、建設リサイクル推進方策の検討を行っている。	平成17年度に建設副産物実態調査を実施したところであり、平成18年12月にその調査結果が取りまとめられ、その結果を踏まえ、新たな建設リサイクルの方策を検討するため、社会資本整備審議会、交通政策審議会に建設リサイクル推進施策検討小委員会を設け、検討を進めているところ。	今後、建設リサイクル推進施策検討小委員会の検討により報告書を取りまとめ、これを受けて新たな建設リサイクル推進計画を策定する予定である。
	FRP船リサイクル関係 FRP船の3Rを推進する。 ・経済的なFRP船リサイクルシステムを構築するための技術的・制度的基盤の整備を図る。 ・FRP材の使用量が少なく、使用済みになった際の処理が容易な「エコ・ボート」の開発 ・FRP船の長寿命化技術の研究など。	平成18年度においては、平成17年11月から一部地域において、段階的な運用が開始された「FRP船リサイクルシステム」の運用地域の拡大及び普及促進のために周知広報等の実施によるサポートを行った。 全国ブロック毎に地方運輸局、地方整備局、都道府県等で組織する地方廃船処理協議会を開催し、不法投棄された廃FRP船対策やFRP船リサイクルの促進を図るために情報提供及び意見交換等を実施した。	全国展開にむけて、システムの効率化等の改善を行い、適切なリサイクルシステムの構築を目指しているところ。 「FRP船リサイクルシステム」の運用地域の全国展開及びリサイクル事業の安定的に運用していくための検討が必要である。	システムを安定的に運用していくための新たな処理技術の取り入れ適用等に関する検討を実施する。 システムの運用開始から2年目であり、システム普及促進を図るには、認知度の向上が不可欠であるため、関係業界及び地方自治体と協力して、積極的に周知広報活動を実施していく。
	国際静脈物流システムの構築 将来発生量の増大が見込まれる鉄くず等の余剰循環資源について、その有効活用を図るため、循環資源の輸出ターミナルの拠点化・大型化・情報ネットワーク化等による効率的な国際静脈物流システムの構築に向けた検討を進める。	物流管理の強化、情報ネットワークの形成など効率的な国際静脈物流に対応したリサイクル拠点及びネットワークの形成に向けた推進方策について検討している。 平成17年度には、国際静脈物流の効率化を図るにあたり必要となる国際循環資源の流動実態の分析と課題の抽出を行った。	国際循環資源の流動実態の分析と課題の抽出等、国際静脈物流システムの構築に向けた取組が進展した。	循環資源の品質管理の強化及び情報共有化等、循環資源の輸出を適切かつ効率的に行うための検討を行う。
環境省	石綿含有廃棄物の適正処理の推進 ・石綿を含む廃棄物は、有害性を有するとともに、建築物の解体等の増加により大量に発生することから、円滑かつ安全な処理を確保することが不可欠であるが、最終処分場への埋立に限られていたのが現状である。しかし、今後大量に発生することが予想される石綿含有廃棄物の埋立以外の新たな処分ルートを確保するため、平成18年2月の廃掃法改正により、石綿が含まれている廃棄物について、高度な技術を用いて無害化する処理を行う者を個々に環境大臣が認定し、認定を受けた者については、廃棄物処理業及び施設設置に係る都道府県知事の許可を不要とする制度を創設。 ・廃掃法令等の改正により石綿含有廃棄物について処理基準の強化等の措置を講じた。	改正法が平成18年8月9日に、改正令が平成18年10月1日に施行され、今後認定に向け所要の作業を行っているところ。		多岐にわたる石綿含有廃棄物の処理技術について、申請に対し迅速な対応を行うため様々な処理技術に対する知見の収集を行う必要がある
	廃棄物等の不適正な輸出入の防止 ・廃棄物等の輸出入に関する事前相談を実施する。 ・輸出入事業者等に対してバーゼル条約の制度の趣旨やバーゼル法及び廃棄物処理法の周知を図り、不適正な輸出入を防止するためのバーゼル法等説明会を開催する。 ・不法輸出入が疑われる事案について、港において税関が実施するコンテナの開封検査等に立ち会うなど、廃棄物等の不適正な輸出入に対する水際対策の強化に努める。 ・日本との間で循環資源の貿易量が大きいアジア地域において適正な循環資源等の輸出入を確保するため、アジア各国間で不法輸出事案や各国の関係法制度の情報共有等を行うアジア不法輸出入防止ネットワークを構築する。	バーゼル法等説明会を平成17年度に全国11(8,7)か所で開催。個別の相談について、地方環境事務所において、事前相談の実施。 税関と連携して、貨物検査の実施。  アジア各国のバーゼル条約担当者を招いたワークショップを開催し、アジア域内での有害廃棄物の不法輸出入を防止するための情報交換を推進。	事業者に対して法制度等に関する情報提供を行った。  有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップを行い、有害廃棄物の不法輸出入防止に関する各国の取組の状況、各国の有害廃棄物の定義、今後の協力体制等の情報交換を行った。 アジア各国と情報交換を行い、その情報等をウェブサイト公表した。	引き続きバーゼル法及び廃棄物処理法に基づき不適正な輸出入を防止する。  日本と循環資源物流が大きいアジアを中心に、さらに情報交換を促進する。

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第3回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省	<p>廃棄物処理法を改正するとともに、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）に基づき、支障除去等事業を行う都道府県等に支援を行った。</p> <p>廃棄物処理法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）制度の創設</li> <li>・国の役割の強化</li> </ul> <p>産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成9年廃棄物処理法改正法の施行（平成10年6月17日）前に開始された産業廃棄物の不適正処分による生活環境保全上の支障の除去等事業に財政支援。</li> </ul>	<p>平成18年度には、宮城県の1事案について、産廃特措法に基づき県が策定した実施計画に環境大臣が同意した。</p> <p>地方環境対策事務所を中心に、各ブロック内都道府県等との不法投棄防止ネットワークの構築を行っている。</p> <p>関係省庁連絡会議を設置し、国と都道府県等が連携した取組として、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」を設定し、監視活動や清掃活動を行った。</p>	<p>不法投棄は減少傾向にあるが、撲滅には至っていないため、引き続き施策の強化、充実をしていく。</p> <p>また、平成19年度から5月30日から6月5日を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、未然防止対策に重点をおいた不法投棄対策を強化している。</p>	<p>不適正処分事案の早期発見、拡大防止を図るため、地方環境事務所廃棄物・リサイクル担当職員の充実、強化を図る等の環境省における体制の整備。</p> <p>制度を支える人材の育成。</p> <p>優良産廃処理業者の育成。</p> <p>電子マニフェストの普及促進。</p>
	<p>市町村において処理することが困難な廃棄物（適正処理困難廃棄物）に関して、関係者の適切な役割分担のもとで、適切な処理体制が構築されるよう検討を進めている。</p>	<p>市町村における適正処理困難廃棄物の排出・処理実態・事故発生状況に関する調査結果を踏まえ、特に適正処理確保に関して要望が多かったスプリングマットレスやエアゾール缶について市町村、関係業界及び関係省庁と検討を行った。</p> <p>エアゾール缶については、関係業界が充てん物を容易に排出できる中身排出機構を装着した製品への転換を進めるとともに、関係業界、市町村が中身排出機構についての周知を図り、充てん物の入った缶が排出されないよう努めることとしている。</p> <p>廃消火器については、平成17年9月に広域認定の品目として追加し、平成18年9月に消火器メーカー3社、平成19年6月に2社の認定を行い、現在5社による広域処理が行われている。なお、他の消火器メーカーについても、現在申請の準備中である。</p> <p>廃FRP船については、平成17年9月に広域認定の品目として追加し、平成17年11月からFRP船の製造業者を中心とする業界団体である社団法人日本舟艇工業会により、一部地域での処理が始まり、平成19年7月から全国での広域処理が行われている。</p> <p>既に広域認定の品目としている廃二輪自動車については、現在までに17件の認定を行っており、広域処理が定着している。また、廃密閉型電池、廃開放型蓄電池については、製造事業者等による認定申請に向けた調整が行われている。</p> <p>廃火薬類については、平成19年3月に広域認定の品目として追加し、平成19年3月から業界団体である社団法人日本火薬鉄砲商組合連合会により処理を行っている。</p>	<p>適正処理困難廃棄物の処理体制構築に向け、現在、廃スプリングマットレス、廃パーソナルコンピュータ、廃密閉型蓄電池、廃開放型鉛蓄電池、廃二輪自動車、廃FRP船、廃消化器、廃火薬類を広域認定の対象品目にし、製造事業者等によるリサイクルを着実に推進している。</p> <p>エアゾール缶については、平成19年4月時点で概ね8割程度の製品が、中身排出機構を装着した製品へ転換された。</p>	<p>スプリングマットレスについては、排出・処理状況に関する調査結果等をもとに、引き続き市町村、関係業界及び関係省庁とともに、適切な処理体制の在り方について検討を行っていく。</p> <p>エアゾール缶については、経済産業省と協力・連携し、消費者に対して中身排出機構を使用し中身を出し切ってから排出することの情報提供に取り組む。また業界や市町村の取組の効果の検証について支援する。</p>

第5節 循環型社会を支えるための基盤整備

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第3回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
文部科学省	<p>(廃)「人・自然・地球共生プロジェクト」 大学をはじめとした各研究機関等の研究資源を活用し、環境分野における研究開発を効率的に推進するため、温暖化予測「日本モデル」ミッション及び水循環変動予測ミッションからなる「人・自然・地球共生プロジェクト」を推進した。</p>	<p>本プロジェクトは平成14年度から平成18年度まで実施した。 温暖化予測「日本モデル」ミッションにおいては、高分解能大気海洋結合モデルによる地球温暖化のシミュレーションの結果がIPCCのデータセンターに登録され、世界の地域気候変化予測研究にも貢献した。 水循環変動予測ミッションとしては、サウジアラビア地域の水循環解析において、領域気象モデルによる砂漠緑化影響を解析し、緑化による正味の降水量増加、植物育成の自立的可能性を示した。 平成18年3月に行われた成果報告会においては、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会地球科学技術委員会の委員等による講評を実施し、2007年発表予定のIPCCの第四次評価報告書、統合報告書(2007年11月)への貢献として科学的かつ政策的見地から貴重な成果をあげ、本プロジェクトが地球温暖化防止シナリオの作成・評価に大きく貢献するという良好な講評を得た。</p>	<p>プロジェクト終了に伴い、事後評価を実施した。本プロジェクトでは、「各ミッションで推進されてきた研究成果は、地球シミュレータの能力を最大限に活用することによって地球温暖化の問題に関する科学的知見の集大成である気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第4次評価報告書に多大な貢献を果たすことが出来たことは高く評価できる」とされた。また、「モデルの高度化を目標とした観測・プロセス研究は普段からの連携が重要であり、強化が必要」との留意すべき点については、本プロジェクトの後継事業である「21世紀気候変動予測革新プログラム」に活かされることとなった。</p>	<p>IPCC第5次評価報告書(2013年頃予定)への寄与を目指して、平成19年度から本プロジェクトの先端的な成果を発展的に継承して、世界最高水準の気候変動予測研究を行う「21世紀気候変動予測革新プログラム」が開始されている。このプログラムでは、全体を包括的に監督・運営するプログラム統括を据えると共に、各課題間の連携促進のみならず、環境省のプロジェクトとの連携を組み入れるなど様々な工夫がなされており、共生プロジェクトの教訓が活かされたものとなっている。また、研究成果報告会の開催等により、引き続き成果の普及に努める。</p>
	<p>「一般・産業廃棄物・バイオマスの複合処理・再資源化プロジェクト」 産官学の連携・協力により、都市・地域から排出される廃棄物・バイオマスの無害化処理と再資源化(原料化・燃料化)に関する技術開発を行うとともに、要素技術、影響・安全性評価及び経済・社会システム設計に関する研究開発を行い、再資源化技術の実用化と普及を目指す。</p>	<p>高効率ガス化・エネルギー変換に関するプロセス技術開発では、目標としたエネルギー変換効率：従来方式1.3倍を達成した。 平成17年8月に科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会による中間評価を実施し、引き続き推進することが適切という評価を得た他、平成18年3月に行われた成果報告会においては、同分科会地球科学技術委員会の委員等による講評を実施し、全体的に研究開発は概ね順調に進捗しているとの評価を得ている。</p>	<p>概ね順調に進捗していると判断する。</p>	<p>平成19年度で終了。</p>
総務省	<p>地方自治体職員に対して研修を行っている自治大学校において、第1部課程(都道府県及び市の職員を対象)、第1部特別課程(第1部課程と同じ)、第2部課程(指定都市を除く市町村職員を対象)、第2部特別課程(第2部課程と同じ)、第3部課程(都道府県及び市町村職員を対象)の5つの課程で、「環境政策論」という研修科目を実施している。</p>	<p>各課程において、「環境政策論」の研修科目を実施。</p>	<p>平成18年度も計画どおり実施している。</p>	<p>自治大学校においては、地方分権の推進に伴う地方公務員に対する行政ニーズの変化等に対応したカリキュラムの見直しを行っている。</p>
	<p>地球環境保全・創造事業として、地方公共団体において実施される取組を支援するためソフト事業及びハード事業に対して、所要の地方財政措置を講じた。 また、リサイクル推進対策事業として、環境への負荷の少ない、自然と調和した循環型社会の形成に向けて、地方公共団体において実施される取組に対して、所要の地方財政措置を講じた。</p>			<p>地方公共団体が実施する地球温暖化防止対策、自然と共生可能な地域づくりの取組を支援するため、地球環境保全・創造事業及びリサイクル推進対策事業に地方財政措置を講じる。</p>

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第3回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
農林水産省	<p>林地残材、製材工場残材、建設発生木材等の木質バイオマスの利活用を促進するため、公共施設等における木質バイオマスエネルギー利用施設、林地残材等の効率的な収集・運搬に資する機材の整備等を行う。</p> <p>また、製材業、木材販売業等を営む企業（個人）が、木くずを燃料とする木くず焚きボイラーやダイオキシンの発生を抑制する焼却炉等の導入に対する機械設備導入のリース料の一部を助成する。</p> <p>さらに、人や環境に優しく、再生産可能な資材である木材の循環利用を推進するための新技術・新製品の開発を促進する。</p>	<p>平成18年度は、12地域において木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備を実施。</p> <p>平成18年度は、民間企業等に対する公募方式により、木質廃棄物の抑制・再利用等環境負荷の少ない木材加工や木材利用等に関する技術開発を1課題（平成17年度3課題）選定し、実施。</p> <p>これまで、22企業に対して木くず焚きボイラー等の導入に対するリース料の一部助成を実施。（平成18年度現在）</p>	<p>木材産業における木質資源利用ボイラーや発電機などの木質バイオマスエネルギー利用施設等は増加しており、木質バイオマスのエネルギー利用が推進された。</p>	<p>木材生産システムとも連携した安定的かつ効率的な生産・搬出・流通体制の構築を推進するとともに、今後とも発電施設や木質資源利用ボイラー等の整備、未利用材の利活用の推進、木材の循環利用推進のための技術開発等が必要である。</p>
	<p>海洋環境等への負荷を低減させるため、水産廃棄物等の再資源化施設、処理施設の整備を実施。</p>	<p>平成16年度は、2施設、平成17年度4施設、平成18年度2施設の水産廃棄物等処理施設の整備を実施。</p>	<p>第2回フォローアップ時に2施設、第3回フォローアップ時は4施設、今回は2施設の整備を実施しており、水産廃棄物等の再資源化及び処理の推進に貢献した。</p>	<p>今後も循環型社会を支えるための水産廃棄物等処理施設の整備を推進する必要がある。</p>
経済産業省	<p>エコタウン事業の取り組み。</p> <p>それぞれの地域の特性を活かして、地方公共団体が「エコタウンプラン」を作成し、そのプランが他の地方公共団体の見本（モデル）となりうると認められた場合、経済産業省及び環境省はエコタウンプランとして共同承認するとともに、地方公共団体及び民間団体が行う循環型社会形成に資するリサイクル施設整備事業（ハード事業）及び普及啓発や情報提供事業（ソフト事業）に対し財政支援を実施。（ソフト事業は平成16年度限りで廃止、ハード事業は平成17年度限りで廃止）</p>	<p>本事業の実施により、これまで26地域のエコタウンプラン（環境と調和したまちづくり計画）を承認。</p> <p>併せてプラン中の62中核リサイクル施設整備事業（環境省補助分を含む）及びソフト事業に対し財政支援を実施（平成19年3月現在）。</p>	<p>自治体、事業者、市民などの全国のエコタウン関係者が集う全国エコタウン大会を青森県にて開催し、エコタウン事業の新たな展開に向けて情報交換等を実施。</p>	<p>全国エコタウン大会を開催し、情報交換の場をつくとともに、「エコタウンプラン」の承認等を通じて循環型社会形成を目指す。</p>
国土交通省	<p>静脈物流システムの構築(1)</p> <p>海上輸送による効率的な静脈物流ネットワークを構築し、循環資源の全国規模での広域的な流動を促進するとともに、臨海部においてリサイクル産業の拠点化を進め、総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）の形成を促進する。</p> <p>&lt;循環資源国内輸送コスト低減率&gt; 目標値：平成14年度比約1割減（H19年度）</p>	<p>平成18年までに、21港をリサイクルポートに指定し、重点的に静脈物流基盤の整備を行っている。</p> <p>静脈物流ネットワークの構築に向けリサイクルポート推進協議会との連携を促進している。</p> <p>港湾における循環資源の取扱いに関するガイドラインを作成した。</p> <p>民間事業者が行う循環資源取扱施設の整備に対し、低金利の融資により支援する。</p> <p>民間団体が整備する建屋・ストックヤード等の保管機能施設の整備に対し、国庫補助により支援する。</p> <p>&lt;循環資源国内輸送コスト低減率&gt; 平成18年度の実績値は平成14年度比約9%減であり、海上輸送による輸送コスト低減に進展が見られる。静脈物流拠点とネットワークの形成による効果の発現が今後期待される。（平成16年度は平成14年度比7%減）</p>	<p>平成18年度実績値は平成14年度比約9%減であり、平成19年度目標に向けてほぼ順調に進展している。</p>	<p>官民の連携促進、静脈物流基盤の整備等を推進するほか、港湾における静脈物流拠点形成支援制度の拡充を検討していく。</p>

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第3回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
国土交通省	<p>静脈物流システムの構築(2)</p> <p>「首都圏ゴミゼロ型都市推進協議会」が設置され、平成14年に検討結果である「東京圏におけるゴミゼロ型都市の再構築に向けて」を発表し、その中で静脈物流システムの検討が今後の課題として上げられた。</p> <p>都市再生本部及び首都圏ゴミゼロ型都市推進協議会における議論を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年度においては、首都圏におけるリサイクル拠点間の輸送等の実態把握及び環境負荷低減型の静脈物流システムのあり方について検討を行い、特に鉄道の活用に焦点を当てながら、同システムの構築における課題と対応策について、その具体化を図った。</li> <li>平成15年度においては、平成14年度に行った首都圏を対象とした調査研究の結果を踏まえ、京阪神圏を対象としたゴミゼロ型都市のための静脈物流システムの構築を目標とした調査を実施。</li> </ul>	<p>グリーン物流パートナーシップモデル事業として、静脈物流案件2件に対して支援を実施。平成18年度においてもグリーン物流パートナーシップ推進事業(モデル事業、普及事業)によって静脈物流案件1件に対して支援を実施。</p>	<p>静脈物流事業として、具体化された案件が出てきており、進展が見られる。</p>	<p>環境負荷低減に資する静脈物流を具体化していくためには、引き続き官民が協力して進むことが必要であり、官民が情報交流を深めつつ連携・協力することによって、本調査研究で提示した静脈物流を発展させていくことが期待される。</p>
環境省	<p>廃棄物の3Rや適正処理を推進するため、地方自治体等によるリサイクル関連施設、エネルギー回収推進関連施設等の廃棄物処理施設の整備事業に対し、国庫補助等を行っている。</p>	<p>平成17年度予算において廃棄物処理施設整備国庫補助金を原則廃止し、新たに循環型社会形成推進交付金を創設した。本交付金は廃棄物の3Rを総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を生かしながら国と地方公共団体が協働して広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的としている。</p> <p>平成18年度は、循環型社会の形成に資するリサイクル関連施設やエネルギー回収推進関連施設等の廃棄物処理施設整備事業について、381事業に対し国庫補助等を行った。(平成17年度実績：347事業)</p>	<p>第3回フォローアップ時と比較すると、廃棄物の3Rを総合的に推進するためにも単純焼却や可燃性廃棄物の直接埋立を原則禁止する等、より循環型社会の形成に資する制度とした循環型社会形成推進交付金が活用され、また、採択事業件数については、前年度よりも増加しており(平成16年度実績：284事業、平成17年度実績：347事業)、循環型社会の基盤となる一般廃棄物処理施設の整備を推進した。</p>	<p>循環型社会形成に対する取り組み状況を踏まえ、国の支援により、PFI手法など様々な手法を活用して循環型社会の基盤を支える廃棄物処理施設の一層の整備を図る。</p> <p>また、引き続き循環型循環型社会形成推進交付金を時代のニーズに合った制度にしていくよう努める。</p>
	<p>一般廃棄物処理の現状及び施策の効果を把握するため、全国の市町村等を対象に「一般廃棄物処理事業実態調査」を毎年実施。</p>	<p>平成16年度実績の調査結果を平成18年6月に、平成17年度実績の調査結果を平成19年4月に環境省ホームページ等において公表した。</p>	<p>調査結果の公表時期の早期化を図った。</p>	<p>今後とも、一般廃棄物処理事業の実態に関する情報を国民に迅速かつ的確に提供できるよう、調査票配布・回収・集計作業の効率化及び公表時期の早期化に努め、調査対象年度の翌年度中にデータの公表を行うよう取り組む予定。</p>
	<p>公共関与による産業廃棄物処理施設の整備促進のため、平成12年度より、「産業廃棄物処理施設モデル的整備事業」により、廃棄物処理センター等が行う産業廃棄物の最終処分場等の施設整備に対して国庫補助を行っている。</p>	<p>平成18年度においては、5事業者(財団法人)が整備する産業廃棄物の管理型最終処分場等に対して国庫補助を行った。</p>	<p>地域における公共関与の産業廃棄物処理施設整備のニーズに的確に対応し、産業廃棄物の適正処理を推進した。</p>	<p>引き続きモデル的な設備を支援することにより、今後の模範となる産業廃棄物処理施設の推進及び不適正処理の防止を図ることとする。</p>
	<p>都道府県を対象に「産業廃棄物排出・処理状況調査」を毎年実施。</p>	<p>平成19年度は平成17年度における産業廃棄物排出量について都道府県別、種類別、業種別に排出量を推計。また産業廃棄物の再生利用量、中間処理量、最終処分量等の処理状況について、都道府県別に調査し、種類別に処理状況を推計。</p>		<p>今後とも、廃棄物処理事業の実態に関する情報を国民に迅速かつ的確に提供できるよう、調査票配布・回収・集計作業の効率化及び公表時期の一層の早期化に取り組む。</p>

自主点検概要

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第3回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
	<p>NPO/NGO や事業者が地方公共団体と連携して行う循環型社会の形成に向けた取組で、他の地域のモデルとなるような事業を公募して社会実験として実証事業を行うことにより、循環型社会の形成に向けた地域からの取組の展開を促進する。</p>	<p>平成 18 年度は 81 件応募があり、以下の 7 件の事業を採択して実証事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産官学連携による「いわきファイバーリサイクルモデル」構築事業</li> <li>・食品トレーリサイクル新庄方式地域拡大鶴岡実証事業</li> <li>・地場産バイオガスプラントによる住民参加型生ごみ資源化事業</li> <li>・東京都内における 720ml 等ガラスびんの統一リユースシステム構築モデル事業</li> <li>・ひょうごスプリングマットレスのリサイクルシステム実証事業</li> <li>・地域におけるリユース拠点「くるくるショップ」づくりとそれに伴うごみ分別回収体系整備事業</li> <li>・道後いで湯資源再活用事業</li> </ul>	<p>引き続き事業を実施し、循環型社会の形成に向けた地域からの取組を推進していく。</p>	<p>引き続き平成 19 年度も事業を公募して実施する。                      なお、採択事業については、概要をとりまとめて環境・循環型社会白書や web マガジン Re-Style において紹介している。</p>
環境省	<p>地域における環境パートナーシップの形成                      循環型社会の形成に向けた地域づくりという観点から、地域における NPO・NGO などの様々な主体による協働の取組が重要なことから、その基盤づくりに努めるとともに、先駆的な取組を支援していく。</p>	<p>環境調査研修所においては、国及び地方公共団体における職員等の環境教育・環境学習に関する資質の向上のためにこれまでも環境教育研修、環境パートナーシップ研修等を実施してきており、今後も検討を続け内容の充実を目指す。                      地域における環境パートナーシップ形成については、その拠点として、地方環境パートナーシップオフィスを全国に設置しているところ（16年度は、中部・近畿・中国、17年度は北海道・東北に設置。18年度は、四国・九州に設置。）。</p>	<p>地方環境パートナーシップオフィスを全国に整備していく過程で、地域でのパートナーシップ促進の動きが生まれている。                      16年度より開始した環境パートナーシップ研修については、研修生による評価は高い。</p>	<p>今後も環境教育及びパートナーシップに関する研修コースの充実に取り組んでいく予定。                      全国に設置した地方環境パートナーシップオフィスを活用し、環境パートナーシップの全国的なネットワークの形成を促進する。</p>

## 様式2 個別法・個別施策の進捗状況調査表 -

### 1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

府省名	個別法の概要	進捗状況	第3回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省	<p>廃棄物の排出を抑制し、廃棄物を適性に分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。</p> <p>廃棄物の排出量の増加や質の多様化、不法投棄問題の顕在化等、廃棄物をめぐる状況の変化を受け、近年数度にわたって改正が行われている。</p> <p>法第5条の2に規定されている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、以下の目標を定めている。(目標年度H22)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物 排出量4,900万t、再生利用量1,200万t、最終処分量640万t</li> <li>産業廃棄物 排出量4億5,800万t、再生利用量2億1,700万t、最終処分量3,000万t</li> </ul> <p>第5条の3に規定されている廃棄物処理施設整備計画において、以下の目標が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみのリサイクル率21%</li> <li>ごみ減量処理率97%</li> <li>一般廃棄物処分場の残余年数の平成14年度水準維持</li> <li>し尿の衛生処理率を概ね100%</li> <li>浄化槽処理人口普及率11%、(以上、目標年度H19)</li> <li>PCB廃棄物の処理をH28年7月までに完了</li> </ul>	<p>大規模不法投棄の多発等の増加などの課題を踏まえ、廃棄物処理法の改正を行った。</p> <p>基本方針の目標に対する実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物 排出量5,273万t、再生利用量1,003t、最終処分量733万t(H17年度)</li> <li>産業廃棄物 排出量4億2,200万t、再生利用量2億1,900万t、最終処分量2,400万t(H17年度)</li> </ul> <p>廃棄物処理施設整備計画の目標に対する実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみのリサイクル率 19%(H17年度)</li> <li>ごみ減量処理率 97%(H17年度)</li> <li>一般廃棄物処分場の残余年数 15年(H17年度)</li> <li>し尿の衛生処理率 97%(H17年度)</li> <li>浄化槽処理人口普及率 8.8%(H18年度)</li> <li>PCB廃棄物保管量  <ul style="list-style-type: none"> <li>高圧トランス 1.9万台</li> <li>廃PCB 53t</li> <li>柱上トランス 215万台 (H16年)</li> </ul> </li> </ul>	<p>一般廃棄物について、基本方針及び廃棄物処理施設整備計画の目標に対する実績値のうち、排出量については近年減少傾向にあるが、中間目標には達していないため、さらなる努力が必要である。その他の項目については前年度に比べ概ね目標値に近づいており、適正な廃棄物処理及びリサイクルが進んでいると認識。</p> <p>産業廃棄物について、基本方針の目標値(排出量、再生利用量、最終処分量)を下回っているものの、排出量については近年増加傾向にあるため、さらなる努力が必要である。</p>	<p>今後とも、廃棄物に関する現状の変化に合わせ、適正な廃棄物の処理及びリサイクルの推進を目指して法律の運用を行う必要がある。</p>

### 2. 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）

府省名	個別法の概要	進捗状況	第3回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
経済産業省 (関係府省庁) 環境省	<p>資源の有効な利用の促進を図るために、製品の設計・製造段階から回収・リサイクルに至る各段階における製造業者等のリデュース、リユース、リサイクルのための義務や取組の判断の基準について定めている。</p>	<p>現在、各指定業種等毎に以下の数の業種、製品を指定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定省資源業種: 5業種</li> <li>特定再利用業種: 5業種</li> <li>指定省資源化製品: 19品目</li> <li>指定再利用促進製品: 50品目</li> <li>指定表示製品: 7品目</li> <li>指定再資源化製品: 2品目</li> <li>指定副産物: 2副産物</li> </ul> <p>その他、以下の取組を実施</p> <p>平成18年12月産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会に基本政策ワーキンググループを設置し、平成19年11月まで計10回の審議を行い、平成20年1月に取りまとめを行った。資源有効利用促進法の施行状況に関する評価検討とともに、昨今の状況変化を踏まえ、製品ライフサイクル全体での最適化・効率化「製品」に着目した消費者の3R意識の向上と事業者との連携の強化 国際的な循環資源の取引の活発化を踏まえた国内の取組の実効性確保、という今後の持続可能社会の構築に向けた新たな3R政策のビジョンについて検討し、提言を行った。</p> <p>自動車用バッテリーリサイクルシステム再構築に向けて、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ自動車用バッテリーリサイクル検討会、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車用鉛蓄電池リサイクル専門委員会において合同で取りまとめられた報告書を踏まえ、事業者による自主的取組についての実務的検討に対する支援を行っている。</p> <p>今後も事業者による自動車用バッテリーリサイクルシステムの構築に向けた実務的検討に対する支援をはじめ、政省令改正の実施など、制度改正に向け必要な措置を講じていくこととしている。</p> <p>食酢等が充てんされた一部のポリエチレンテレフタレート製容器の流通の実態、再資源化への適性等にかんがみ、当該容器を指定表示製品のうち特定容器包装からポリエチレンテレフタレート製容器へ区分変更するために必要な政省令の改正作業中。</p> <p>家電・パソコン等の指定再利用促進製品の製造事業者及び輸入販売事業者に対して、製品含有物質の情報開示措置を義務付ける資源有効利用促進法省令で引用しているJIS規格について、含有マーク表示義務の範囲を明確化するため、所用の改正を行い、平成20年7月の発効に向けて周知を行っているところ。</p>	<p>基本政策ワーキンググループを設置し、資源有効利用促進法の施行状況に関する評価検討とともに、今後の循環型社会の構築に向けた新たな3R政策のビジョンについて検討し、提言を行ったところ。</p>	<p>資源有効利用促進法は、附則(平成二二年六月七日法律第一一三号)第4条に基づき、施行後7年以内に施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。</p> <p>これを踏まえ、平成19年1月から産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会基本政策ワーキンググループで見直しのための検討が行われ、取りまとめられた報告書の提言に沿った形で所用の改正を行うべく検討を行っているところ。</p> <p>上記に限らず、製品全体の包括的なリデュース・リユース・リサイクルの推進を目指すとともに、対象製品の追加・区分の変更等を通じて、制度全体の実効性の強化を継続的に進めていく。</p>

3. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

府省名	個別法の概要	進捗状況	第3回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省 (関係府省) 経済産業省 財務省 厚生労働省 農林水産省	<p>家庭から排出される一般廃棄物の重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るため、平成7年6月に制定され、平成12年4月から完全施行されている。</p> <p>一般廃棄物について、市町村が全面的に処理責任を担うという従来の考え方を基本としつつも、容器包装の利用事業者や容器の製造等事業者、消費者等に一定の役割を担わせることとした。</p> <p>排出者である消費者は、分別排出を行い、市町村は、分別収集を行い、事業者は、再商品化を行うという役割を担っている。</p>	<p>容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化は着実に進展している。 (平成18年度の実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別収集量の合計 2,811,293(t) (前年度 2731,836(t))</li> <li>・再商品化量の合計 2,734,460(t) (前年度 2,645,388(t))</li> </ul> <p>容器包装リサイクル法は、制定時の附則により、施行後10年を経過した場合において施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされている。</p> <p>これを受け、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会(容器包装リサイクル制度に関する拡大審議)及び産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWG等における議論の内容を踏まえた容器包装リサイクル法の改正案が第164回通常国会で可決・成立し、平成18年6月に公布された。改正法のうち、排出抑制等の規定については平成19年4月に施行されたところ。</p>	<p>容器包装リサイクル制度に対して多くの関係者からの理解と協力が得られ、順調に施行されていると考えられる。</p> <p>また、容器包装廃棄物の削減の取組(レジ袋有料化等)が全国的に広まるなど、改正容器包装リサイクル法の成果が現れていると考えられる。</p>	<p>今後は、改正容器包装リサイクル法のうち未施行分の円滑な施行と、制度の更なる定着を図るとともに、次期改正に向けた課題等の整備を行う。</p>

4. 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

府省名	個別法の概要	進捗状況	第3回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省 (関係府省) 経済産業省	<p>廃家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機)を、小売業者が収集・運搬し、製造業者等が有用な部品や材料を回収して、同法で定める基準(再商品化率)以上の割合で再商品化することにより、廃棄物を減量するとともに、資源の有効な利用を推進する。</p>	<p>家電4品目の回収台数は順調に推移しており、施行は着実に定着している。</p> <p>過去5年間の廃家電4品目の回収台数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年度 1,015万台</li> <li>平成15年度 1,046万台</li> <li>平成16年度 1,122万台</li> <li>平成17年度 1,162万台</li> <li>平成18年度 1,161万台</li> </ul> <p>・平成18年度の再商品化実績(カッコ内は法定再商品化率)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エアコン 86% (60%以上)</li> <li>ブラウン管テレビ 77% (55%以上)</li> <li>冷蔵庫及び冷凍庫 71% (50%以上)</li> <li>洗濯機 79% (50%以上)</li> </ul>	<p>家電リサイクル制度に対して消費者をはじめとする多くの関係者からの理解と協力が得られ、廃家電4品目の回収台数は増加し、制度は順調に施行されていると考えられる。</p>	<p>特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)については、平成19年12月に行われた中央環境審議会・産業構造審議会合同会合において示された報告書案をパブリックコメントに付したところ。今後報告書に示された施策の具体化に取り組んでいく。</p>

5. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

府省名	個別法の概要	進捗状況	第3回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
農林水産省 (関係府省) 財務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省	<p>食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進。</p>	<p>食品廃棄物の再生利用等の実施率(平成18年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品製造業 81% (前年度 81%)</li> <li>食品卸売業 62% (前年度 61%)</li> <li>食品小売業 35% (前年度 31%)</li> <li>外食産業 22% (前年度 21%)</li> <li>食品産業合計 53% (前年度 52%)</li> </ul> <p>食品リサイクル法は、法第3条に基づく概ね5年ごとの基本方針の見直しとともに、附則第2条に基づき、施行後5年を経過した場合において施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。</p> <p>これを踏まえ、平成18年9月から中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会食品リサイクル専門委員会と食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会の合同会合(以下「合同会合」という。)で見直しのための検討が行われた。</p> <p>( 検討結果を踏まえ、食品関連事業者に対する指導監督の強化と再生利用等の取組の円滑化等を内容とする食品リサイクル法の一部を改正する法律案が第166回通常国会に提出され、平成19年6月に成立・公布された。 法改正に伴い、関連する政省令等の見直しを行うため、合同会合において検討が行われ、その結果等を踏まえ策定された政省令等が、改正された法律とま</p>	<p>再生利用等の実施率は伸びており、食品リサイクル制度が徐々に定着してきていると考えられる。</p>	<p>今後は、改正食品リサイクル法の着実な施行と定着を図る。</p>

6. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

府省名	個別法の概要	進捗状況	第3回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
国土交通省 (関係府省) 環境省	法の施行より、対象建設工事における分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を義務付けた。 平成22年度における特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊)の再資源化等率を95%とする。 特に、国の直轄事業においては、特定建設資材廃棄物について、平成17年度までに最終処分する量をゼロにすることを目指す。	(特定建設資材廃棄物(全体)の再資源化等率) 再資源化等率(平成17年度実績) ・アスファルト・コンクリート塊 98.6% ・コンクリート塊 98.1% ・建設発生木材 90.7%  (特定建設資材廃棄物(国の直轄工事)の再資源化等率) 再資源化等率(平成17年度実績) ・アスファルト・コンクリート塊 98.7% ・コンクリート塊 98.3% ・建設発生木材 90.7%	アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊の再資源化等率については、平成17年度の実績でいずれも目標値を達成している。また、建設発生木材の再資源化等率についても90%を超えており、制度は定着していると考えられる。	建設リサイクル法は、附則第4条において、「施行後5年を経過した場合において、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること」とされている。 これを踏まえ、平成19年11月から社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会の合同会合において、施行状況の検討を行っている。

7. 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

府省名	個別法の概要	進捗状況	第3回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
経済産業省 (関係府省) 環境省	自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。	本格施行 平成17年1月1日 行為義務、リサイクル料金の預託義務(引取時)等が発生 平成17年2月1日 リサイクル料金の預託義務(新車登録、継続車検時)が発生  周知・広報活動 ・17年1～2月 第2回中古車ディーラー・モーターズ・車体整備事業者等向け説明会 ・17年5～6月、18年1月 自動車リサイクル法関係行政連絡会議 ・その他 テレビCM(9月上旬に集中的に実施)、ラジオCM(7月から放送開始)、 新聞広告(9月下旬)、雑誌広告、リーフレット(9月より約1,000万枚配布)、 ポスター(9月より約15万枚配布)、その他(東京モーターショー、各自治体による環境イベント等に出席)  リサイクル料金の預託及び移動報告の状況(法施行後累計) ・リサイクル料金預託状況 預託台数 49,556,475台 預託金額 4,715億円 ・移動報告の状況 引取行程 引取報告:3,519,596件、引渡報告:3,506,532件 フロン類回収行程 引取報告:2,802,816件、引渡報告:6542,776,478件 解体行程 引取報告:3,592,778件、引渡報告:3,503,924件 破碎行程 引取報告:5,366,537件、引渡報告:5,232,491件  特定再資源化預託金による離島対策支援事業等の状況(実績) 平成17年度 70市町村、274,833千円	自動車メーカー・輸入業者は、自らが販売した自動車から発生するフロン類、エアバッグ類、シュレッダーダスト(最終的に出る残さ)のリサイクル・破壊を義務づけられているところ。昨年度は、法令に基づく目標値を大幅に達成。 平成17年度のシュレッダーダストリサイクル率 48%～70%(各社実績) (目標値:平成17年度30%、平成22年度50%、平成27年度70%)  法施行以降、自動車所有者は、新車購入時(既所有者については車検時或いは廃車時)においてリサイクル料金の支払いが義務づけられているが、平成17年度末までの累計として、約5000万台、約4700億円が支払い終了し、リサイクル料金の預託が確実に進んでいるところ。  全国の不法投棄・不適正保管の車両は施行前の平成16年9月の約22万台から、平成18年3月には約6万台まで減少。  自動車登録制度の改正、電子マニフェストの整備により、平成17年度抹消車両500万台中、中古車輸出135万台、法律にのっとり処理された使用済自動車305万台が把握され、その他中古車在庫10万台、法律の対象外として処理された使用済自動車50万台と推計されることで、自動車リサイクル全体の流通フローが明確化。	制度全体としては施行後1年半経過した中、大きなトラブルもおこらず、順調に立ち上がったものと内部的には評価。 関係省庁(環境省、国土交通省)及び地方自治体と連携して、自動車リサイクル法における違法行為や不適性行為の是正に向け、監視・指導を徹底し、関連事業者の法遵守徹底に向けた調査を進める。

8. ポリ塩化ビフェニル廃棄物特別措置法

府省名	個別法の概要	進捗状況	第3回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省	<p>ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)廃棄物の保管、処分等について必要な規制等を行うとともに、PCB廃棄物の処理のための必要な体制を速やかに整備することにより、その確実かつ適正な処理を推進し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的として制定。</p> <p><b>PCB廃棄物保管事業者の責務</b> PCB廃棄物を保管する事業者は、平成28年7月14日までにPCB廃棄物を処理すること、毎年度、PCB廃棄物の保管及び処分の状況を都道府県知事・政令市長に届け出なければならないこととしている。譲渡しと譲受けを原則禁止としている。</p> <p><b>国及び都道府県の責務</b> 国はPCB廃棄物処理基本計画を策定し、都道府県は国の基本計画に則してその区域内のPCB廃棄物処理計画を策定することとしている。また、都道府県は、保管事業者からの毎年度の届出に基づき、PCB廃棄物の保管及び処分の状況を公表することとしている。 また、環境大臣及び都道府県知事は、保管事業者の事務所その他に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができるとしている。</p> <p><b>PCB製造者等の責務</b> PCB製造者等は、国及び地方公共団体が実施する施策に協力することとしている。</p>	<p><b>PCB拠点の広域処理施設の整備</b> 日本環境安全事業株式会社を活用したPCB廃棄物の処理体制の整備を進めてきた。 現在、北九州、豊田、東京、大阪、北海道の全国5箇所において、拠点の広域処理施設の整備を進めており、北九州、豊田、東京及び大阪での処理が開始された。</p> <p>PCBを使用していないとする変圧器等の重電機器の中に、低濃度のPCBに汚染された絶縁油を含むものが存在することが明らかになったため、これらの機器が廃棄物になった場合の処理方針について中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会微量PCB混入廃重電機器の処理に関する専門委員会で検討いただいている。</p> <p><b>「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」の改定</b> PCB廃棄物の収集運搬時の安全性の確保及び効率的な輸送を確保するため、検討委員会で検討いただいている。</p> <p><b>PCB廃棄物処理基金</b> 中小企業が保管している高圧トランス・高圧コンデンサの処理に要する費用の一部に充てるPCB廃棄物処理基金の造成のため、47都道府県から補助を受けるとともに、国自らも予算措置を行った。</p>	<p>PCB廃棄物の拠点の広域処理施設について、北九州、豊田、東京及び大阪において施設整備が完了し、処理が開始された。</p>	<p>北海道における処理施設の整備、処理の開始</p> <p>低濃度PCB汚染物の処理の基本的方向の検討</p> <p>広域的な収集運搬システム 安全かつ効率的な収集運搬システムの構築</p> <p>PCB廃棄物処理基金 国・都道府県のみでなく、PCB製造者等からの基金出えんを促進</p>

9. 国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）

府省名	個別法の概要	進捗状況	第3回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省 (関係府省) 各府省	<p>法律の着実な施行。</p> <p>グリーン製品・サービスの開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じ、国等が重点的にその調達を推進すべき特定調達品目やその基準等の見直し。</p> <p>グリーン製品・サービスに関する情報の内容及び提供の方法、適切な情報の提供を確保するための方策等情報提供体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じること(平成19年度末頃まで)</p>	<p>特定調達品目等については、適宜品目の追加・見直しを行っていきこととしており、これまで毎年度、基本方針の改定を行っている。</p> <p>平成19年2月2日現在の特定調達品目は17分野222品目。</p> <p>環境物品情報を、消費者が利用しやすい形で提供する環境ラベル等データベースを平成13年4月に試行的に運用を開始し、平成14年8月から本格的運用を行っている。</p> <p>制度の変更や新規制度の登録等情報内容について、年2回の更新を行っている。</p>	<p>基本方針は毎年見直しを行っており、第3回フォローアップ時と比較して品目数が10品目増加し、更に取組が進んだといえる。また、環境ラベル等データベースも毎年追加・更新を行っており、第3回フォローアップ時と比較して更に充実したといえる。</p>	<p>グリーン購入を計画的かつ効果的に実施していくため、国等が重点的に調達を推進すべき特定調達品目やその基準等の見直しを行う。</p> <p>グリーン購入を促進していくため、環境ラベル等データベース等の更なる情報内容の充実を図る。</p>

10. 主な個別物品の廃棄物・リサイクル対策

府省名	施策の概要	進捗状況	第3回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
国土交通省 (関係府省) 環境省	食品廃棄物等からのバイオディーゼル燃料等の品質評価、安全・環境影響評価、自動車走行実験等の実施(14年度～) バイオディーゼル燃料等の自動車への使用について、実車等を用いた排出ガス・安全性試験等を実施し、自動車の安全・環境性能及び車両側対応技術等の評価を行う。	バイオディーゼル燃料の軽油中への添加については、排出ガスに及ぼす影響の観点から平成16年度まで調査を行った結果、酸化能力の高い触媒を装着することが必要であること等が分かった。 (2)バイオディーゼル燃料専用車を試作し排出ガス・安全・耐久性能及び車両側対応技術等の評価を行うため、平成16年6月にバイオマス燃料対応自動車開発促進事業検討会を設置し、平成17年度にバイオマス燃料専用エンジンの設計、試作、及び性能評価を実施し、平成18年度には、バイオマス燃料専用車を試作し性能評価を行った。	平成15年度調査にて得られた知見を基に中央環境審議会にて審議していただきバイオディーゼル燃料の適切な使用方法について提言された。 また、バイオディーゼルの燃料とする自動車を試作し性能評価する等自動車の安全・環境性能及び車両側対応技術等の評価を行った。	バイオディーゼル燃料の低温流動性や酸化劣化に対する改善が今後の課題。  今後のバイオディーゼル燃料の普及状況等を踏まえ、バイオディーゼル燃料の適切な使用に関して啓発を行い、必要に応じて燃料規定の検討を行う。
国土交通省	FRP船のリサイクルに向けた対策の検討(平成14年度～) FRP船の適正な処理手段を確保し、民間におけるリサイクルシステムの事業化を促進するための制度基盤を整備するなど政策的に誘導することで、効率的なリサイクルシステムの早期導入を図る。	平成17年11月、広域認定制度を活用して、瀬戸内海・北部九州を中心とした10県において、FRP船リサイクルシステムの運用を開始し、平成18年度には、中部以北の西日本29県に運用範囲を拡大した。	FRP船リサイクルシステムの運用範囲が、西日本全域(沖縄を除く。)に拡大された。全国展開にむけて、システムの効率化等の改善を行い、適切なりサイクルシステムの構築を目指しているところ。	平成19年度中にFRP船リサイクルシステムの運用地域の全国展開を図る。  経済的・効率的で永続的なFRP船リサイクルシステムとするための検討を行い、システム改善に努めていく。
国土交通省	建設リサイクル推進計画2002 国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容として平成14年5月に「建設リサイクル推進計画2002」を策定。平成22年度の目標、及び当面平成17年度末までに達成すべき目標を定め、各種施策を実施。	建設副産物の再資源化率等 17年度実績      22年度目標 ・再資源化率 アスファルト・コンクリート塊      98.6%      98%以上 コンクリート塊      98.1%      96%以上 建設発生木材      68.2%      65% ・再資源等率 建設発生木材      90.7%      95% 建設汚泥      74.5%      75% 建設混合廃棄物 対12年度排出量比      対12年度排出量比 39.6%削減      50%削減 建設廃棄物全体      92.2%      91% ・利用土砂の建設発生土利用率 建設発生土(全体)      62.9%      90%	平成17年度に建設副産物実態調査を実施したところであり、その結果を踏まえ、新たな建設リサイクルの方策を検討するため、社会資本整備審議会、交通政策審議会に建設リサイクル推進施策検討小委員会を設け、検討を進めているところ。	平成17年度建設副産物実態調査の結果を踏まえ、平成19年1月から社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会、交通政策審議会交通体系分科会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会の合同会議において、推進施策の検討を行っている。 今後、報告書を取りまとめ、これを受けて新たな建設リサイクル推進計画を策定する予定である。

1 1 . 不法投棄・原状回復対策

府省名	施策の概要	進捗状況	第3回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省	<p>産廃特措法 産廃特措法は、以下の事案による生活環境保全上の支障除去等事業について財政支援を行うものである。</p> <p>・廃棄物処理法の平成9年改正法の施行前(10年6月以前)の不適正処分により、生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められ、かつ、その支障の除去等の措置が原因者の無資力等により履行されない場合に、都道府県等が代執行する。</p> <p>・産廃特措法の適用にあたっては、法に定める基本方針に基づき都道府県等が実施計画を策定し、環境大臣の同意を得なければならない。</p>	<p>平成15年 6月18日 産廃特措法施行 10月3日 産廃特措法に基づく基本方針の策定 12月9日 香川県実施計画に環境大臣同意(香川県豊島事案)</p> <p>以降、平成17年度末までに9事案について、環境大臣が実施計画に同意した。</p> <p>廃棄物処理法に基づく、平成10年6月以降発覚の事案については、平成18年度は、7事案について財政支援を行った。</p>	<p>平成17年度においては、新たに2事案の実施計画に環境大臣が同意するなど、支障除去の推進が図られたと考えられるが、不法投棄等の対策については効果の評価に時間を要するものであり、過去の大規模事案が新たに発覚するなど課題も多い。引き続き施策の強化、充実、適正な実施が必要である。</p>	<p>産廃特措法の対象となりうる不適正処理事案の実態等について、基本データを整備するとともに、都道府県等による実施計画の策定について所要の助言を行う。</p> <p>なお、産廃特措法の補助については、平成17年11月の三位一体改革に関する政府与党の合意の中で、平成18年度以降に同意申請される新規事案については財政支援がなくなったが、不適正処理事案に対する都道府県等の対応について引き続き所要の助言等を行う。</p> <p>平成10年6月以降の不法投棄については都道府県等が円滑に不法投棄による支障除去等を行えるよう基金造成に努め、不適正処理事案に対する都道府県等の対応については引き続き所要の助言等を行う。</p>

1 2 . 産業廃棄物の最終処分場の整備

府省名	施策の概要	進捗状況	第3回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省	<p>毎年、調査により、全国の産業廃棄物最終処分場の残存容量及び残余年数を把握、公表。</p> <p>公共関与による産業廃棄物処理施設の整備促進のため、廃棄物処理センター等が行う産業廃棄物の最終処分場等の施設整備に対して国庫補助を行っている。</p>	<p>16年度末現在産業廃棄物最終処分場の残余年数(平成19年3月に公表)</p> <p>全国 7.2年 首都圏(1都7県) 3.4年 近畿圏(2府5県) 5.8年 徐々に改善は図られているものの、特に大都市圏において残存容量が著しく不足している。</p> <p>公共関与最終処分場に対する国庫補助 平成18年度において、5事業者が整備する産業廃棄物の管理型最終処分場に対して補助。</p>	<p>産業廃棄物最終処分場の残余年数は、最終処分量の減少により微増している状況ではあるが、依然として逼迫している状況は続いている。</p>	<p>最終処分場容量の確保に努める必要がある。特に大都市圏において、最終処分容量確保策を講じる必要がある。</p> <p>民間事業者による最終処分場建設が進まない現状にあるため、公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備を促進する必要がある。</p>

1 3 . 技術開発

府省名	施策の概要	進捗状況	第3回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
内閣府 (関係府省) 文部科学省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	<p>環境PTの実施(18年度～22年度) (目的) 第3期科学技術基本計画(平成18年3月閣議決定)のもと、総合科学技術会議において決定された「分野別推進戦略」(平成18年3月)の実現のため、そのフォローアップと推進方策を検討・推進する。その一環として、科学技術連携施策群バイオマス利活用において、各省のプロジェクトを統合し、産学官連携で推進する。</p> <p>社会還元加速プロジェクトの推進(19年度～24年度) (目的) 長期戦略指針「イノベーション25」(平成19年6月閣議決定)において、比較的近い将来に実証研究段階に達するいくつかの技術を融合し、今後国が主体的に進めていく先駆的なモデルとして社会還元加速プロジェクトを位置づけ、環境・エネルギー問題等の解決に貢献するバイオマス資源の総合利活用を関係府省・官民の連携の下で推進する。</p>	<p>環境PT ・研究会合を開き外部有識者による研究課題のフォローアップと推進方策の検討を行った(18年度:2回) ・科学技術連携施策群バイオマス利活用WGを開催し、バイオマス利活用に関し各省のプロジェクトを統合し、産学官連携で推進した。(17年度:4回、18年度:3回開催) ・バイオマス利活用に関して産学官のシンポジウムを開催した(18年度:1回)</p> <p>社会還元加速プロジェクト(バイオマス資源総合利活用)TF ・社会還元加速プロジェクトの進捗状況把握のためのロードマップ作成を実施(19年度:1回)</p>	<p>科学技術連携施策群バイオマス利活用WGを通じ、関係各府省と研究者の相互理解が進んできた。</p>	<p>天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減により、循環を基調とする社会経済システムの実現及び廃棄物問題の解決への取組が必要である。</p> <p>具体的には、3R実践のためのシステム分析・評価・設計技術や国際3R対応の有用物質利用・有害物質管理技術の開発、持続可能型地域バイオマス利用システム技術の開発を重点的に行う。</p>

14. 「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成14年12月27日閣議決定）の実施

府省名	施策の概要	進捗状況	第3回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
農林水産省  (関係府省) 内閣府 総務省 文部科学省 経済産業省 国土交通省 環境省	地球温暖化の防止、循環型社会の形成、戦略的産業の育成、農林漁業・農山漁村の活性化を目的とし、平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定し、平成22年を目途に、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。 これまでの取組をさらに促進し、京都議定書発効等の戦略策定後の情勢の変化に対応するため、平成18年3月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を見直し、引き続き本戦略に基づき、積極的にバイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。  平成22年目標 ・技術的観点: エネルギー変換効率の向上 等 ・地域的観点: バイオマスタウン構想を300市町村程度構築 ・全国的観点: 廃棄物系バイオマス: 炭素量換算で80%以上利活用 等	関係府省の連携を図るための「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」において、平成19年2月に「国際バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表」を作成するとともに、民間の創意工夫を取り入れるための「バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザーグループ」を開催。また、関係省の地方出先機関の連携強化を図るための地方推進体制も整備。官民一体となり、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。  地域の創意工夫に基づくバイオマスを効率的・総合的に利用する「バイオマスタウン構想」を募集し、関係府省が連携し支援。  ・バイオマスタウン構想を公表した市町村数 平成16年度末時点 13件 平成17年度末時点 44件 平成18年度末時点 90件	バイオマスの利活用は、廃棄物系バイオマスは着実な成果が認められるものの、未利用バイオマスの利活用はわずかしが進んでいない状況である。目標達成に向け、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。  ・バイオマス利活用率 14年 18年 廃棄物系バイオマス 68% 72% 未利用バイオマス 21% 22%	バイオマス利用の加速化 ・バイオ燃料の利用の促進 利用設備導入に係る支援 利用状況等を踏まえ、海外諸国の動向も参考としつつ、多様な手法の検討 国産バイオ燃料の利用促進 ・バイオマスタウン構築の加速化 未利用バイオマス等の利活用モデルを実証試験などを行いながら構築 地域の取組をコーディネートする人材の育成バイオマス製品の需要の拡大を促進するため、他の製品と識別するバイオマスマークの普及

15. 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法

府省名	施策の概要	進捗状況	第3回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
経済産業省	小売電気事業者（一般電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者）に対し、販売する電力量に応じて一定量の新エネルギー等（風力、太陽光、地熱、中小水力、バイオマス）電気を利用することを義務づける法律。 小売電気事業者は、上記の新エネルギー等の中から、経済性の高いものを選んで利用することができる。 (平成15年4月1日に全面施行)	平成16年度の全電気事業者の義務量の合計は36.0億kWhであり、全ての電気事業者が義務を履行済み。 平成17年度の全電気事業者の義務量の合計は38.3億kWhであり、全ての電気事業者が義務を履行済み。 平成18年度の全電気事業者の合計は44.4億kWhであり、全ての電気事業者が義務を履行済み。 なお、 平成16年度中の設備認定件数は、199,027件。 平成17年度中の設備認定件数は、266,915件。 平成18年度中の設備認定件数は、333,898件。	全ての電気事業者が前年度及び本年度とも義務を履行済み。 設備認定件数については前年度266,915件から333,898件に増加。 平成18年度中に、総合資源エネルギー調査会の意見を聞き、平成19年度から平成26年度までの新エネルギー等電気利用目標量等を定めた。	平成22年度中に、総合資源エネルギー調査会の意見を聞き、平成23年度から平成30年度までの新エネルギーの電気利用の目標量等を定める。

16. 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）

府省名	施策の概要	進捗状況	第3回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省 (関係府省) 経済産業省	オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大气中への排出を抑制するため、特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者の責務を定めるとともに、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置等を講じる。	平成18年度におけるフロン回収・破壊法の施行状況 ・フロン類回収業者等の登録数 (平成19年4月1日現在) 第一種フロン類回収業者の登録数 27487,(H17: 27688,) ・国(経済産業大臣、環境大臣)の許可を受けたフロン類破壊業者数(平成19年4月1日現在) 82 (H17: 81) ・特定製品からのフロン回収・破壊量の実績回収量については平成17年度実績 第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)からのフロン類の回収量 約2,541トン フロン類破壊業者によるフロン類の破壊量 約3,183トン 業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収率向上のため、フロン回収・破壊法が平成18年6月に成立した。	第一種特定製品からのフロン類の回収量は前年度に比べて増加しているものの、フロン類の回収率は36%～50%であると推定され、さらにフロン類の回収の徹底のための取組が必要である。  破壊量は、平成17年度と比較して約14%の減少となっている。	京都議定書目標達成計画等に基づく、フロン回収・破壊法の着実な施行。 (平成18年6月に改正フロン回収・破壊法が成立。)

17. 静脈物流システムの構築（「総合物流施策大綱（2005 - 2009）：17年11月閣議決定」の実現）

府省名	施策の概要	進捗状況	第3回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
国土交通省	総合静脈物流拠点港(リサイクルポート)の形成 海上輸送による効率的な静脈物流ネットワークを構築し、循環資源の全国規模での広域的な流動を促進するとともに、臨海部においてリサイクル産業の拠点化を進め、リサイクルポートの形成を促進する。 (循環資源国内輸送コスト低減率) 目標値:平成14年度比約1割減(H19年度)	平成18年までに、21港を総合静脈物流拠点港(リサイクルポート)に指定し、重点的に静脈物流基盤の整備を行った。 静脈物流ネットワークの構築に向けリサイクルポート推進協議会との連携を促進している。 港湾における循環資源の取扱いに関するガイドラインを作成した。 民間事業者が行う循環資源取扱施設の整備に対し、低金利の融資により支援する。 民間団体が整備する建屋・ストックヤード等の保管機能施設の整備に対し、国庫補助により支援する。 (循環資源国内輸送コスト低減率) 平成18年度の実績値は平成14年度比約9%減であり、海上輸送による輸送コスト低減に進展が見られる。静脈物流拠点とネットワークの形成による効果の発現が今後期待される。 (平成16年度の実績値は平成14年度比約7%減) 新総合物流施策大綱の見直しを行い、新たに「総合物流施策大綱(2005-2009)」を策定した。	平成18年度実績値は平成14年度比約9%減であり、平成19年度目標に向けて順調に進展している。	官民の連携促進、静脈物流基盤の整備等を推進するほか、港湾における静脈物流拠点形成のための支援制度の拡充、国際静脈物流システムの構築を検討していく。

18. 京都議定書の6%削減約束の達成に向けた地球温暖化対策の実行(第2ステップ)

府省名	施策の概要	進捗状況	第3回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
<p>環境省 (関係府省) 経済産業省 農林水産省 国土交通省 他</p>	<p>温室効果ガスの総排出量を2008年から2012年の第1約束期間に基準年から6%削減することを内容とする京都議定書の約束達成のため、必要な取組を推進するとともに、気候変動枠組条約の目的の達成のため、更なる長期的・継続的な排出削減へと導く必要がある。 平成17年4月28日に京都議定書目標達成計画が閣議決定され、現在は同計画に基づき、各種対策・施策を政府一体となって推進している。</p>	<p>トランナー基準の強化 平成18年9月、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫に関して、平成22年度を目標年度とする新たなトランナー基準(省エネ基準)を策定し施行した。また、乗用自動車、貨物自動車についても、平成27年度を目標年度とする新たな燃費基準をトランナー方式に基づき取りまとめた(平成19年7月施行予定)。</p> <p>統一省エネラベル等の開始 平成18年4月に施行した改正省エネルギー法に基づき、多段階評価(五つ星)に基づく「統一省エネラベル」等による小売事業者による情報提供が18年10月から開始された。</p> <p>輸送分野における省エネルギー対策の推進 平成18年4月に施行した改正省エネルギー法に基づき、平成18年度においては、641の輸送事業者を特定輸送事業者として指定し、省エネルギー計画等の提出を義務づけた。荷主については、届出を受け、今後、特定荷主として指定し、省エネルギー計画等の提出を求めることとしている。</p> <p>「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(RPS法)に基づく対象範囲等の見直し 総合エネルギー調査会新エネルギー部会の議論を踏まえ、平成19年3月には、RPS法の水力発電の対象範囲等の見直しを行った。</p> <p>自主行動計画の目標の引き上げとCO2排出量面の評価等 産業界の自主行動計画について、関係審議会が行った平成18年度のフォローアップにおいて、初めて本格的に8業種が目標引き上げを実施するとともに、従来からの目標達成・未達成のみならず、CO2排出量の増減を評価するなどのきめ細かな評価を行った。今後の課題として、排出量が大幅に増加している業務・運輸部門対策の重要性に堪え、サービス分野(学校・病院を含む)への適用拡大など自主行動計画の深掘り・対象範囲拡大等を提言した。これらを踏まえ、情報サービス業、リース業、家電量販店において、自主行動計画を策定すること等を決定した。</p> <p>物流のグリーン化 「グリーン物流パートナーシップ会議」を通じて行う荷主企業と物流事業者の協働によるCO2排出量削減への取組に対する支援を拡充し、平成18年度からは先進的な取組を拡大させるための普及事業を、平成19年度からはプロジェクト創成のための問題点、対応策等の調査を行うソフト支援事業を創設した。</p> <p>国産バイオ燃料の大幅な生産拡大 関係府省からなる「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」において決定し、平成19年2月に総理へ報告した「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大」に基づき、国産バイオ燃料の大規模実証事業、稲わらや木材等のセルロース系原料や資源作物全体から高効率にバイオエタノールを生産できる技術の開発等により、国産バイオ燃料の大幅な生産拡大を図ることとした。</p> <p>美しい森林づくり推進国民運動の推進 6年間で330万haの間伐の適切な実施、広葉樹等多様な森林づくりの推進を目標とした「美しい森林づくり推進国民運動」を推進するため、19年2月に関係閣僚会合を開催し、運動の基本的方針を了承するとともに、今後、政府一体となった取組を推進することを確認した。</p>	<p>この1年間、京都議定書目標達成計画に示された対策・施策の全般にわたり、一定の進展・具体化がみられ、我が国の地球温暖化対策は前進していると言える。 一方で、対策評価指標等の数値から見て今後過去を上回る進捗の必要がある対策も見られ、2007年度の計画の定量的な評価・見直しを待たず、計画の確実な達成に向けて施策の一層の強化など対策の加速化が必要である。</p>	<p>各部門、ガス種において、過去の進捗が見込みと較べ十分とは言えない対策の加速化を図るため、また、更なる削減の可能性が見込める対策の一層の強化に向けて、削減効果の確実な措置について早急に検討を進め、実施する必要がある。</p> <p>平成19年度に行う計画の定量的な評価・見直しにおいては、このような認識を踏まえ、また、マクロ経済情勢の変化等も勘案しつつ、これまでの対策効果や今後の削減見通しに関するデータの一層の精査を行うとともに厳格な評価を行い、上に掲げた対策を含め、必要な対策・施策の追加・強化を適切に行い、本年度中に改訂計画を決定し、6%削減約束の達成に確実に期す必要がある。</p> <p>(平成19年12月に行われた産構審中環審の合同会合において、京都議定書目標達成計画の評価見直しに関する最終報告(案)がとりまとめられた。)</p>

# 様式 2 - 2 個別法施行状況

個別法	法定目標等	施行状況																																																																																																																																																																																																																																						
廃棄物処理・リサイクル法 廃棄物処理法	<p>廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(環境省告示第34号)</p> <p>廃棄物の減量化の目標量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成9年度</th> <th colspan="2">9年度に対する22年度の目標</th> <th colspan="2">目標量</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>平成22年度</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般</td> <td>排出量</td> <td>53</td> <td></td> <td>約5%削減</td> <td>51</td> <td></td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>再生利用量</td> <td>5.9</td> <td>(11%)</td> <td>約11% 約24%に増加</td> <td>10</td> <td>(20%)</td> <td>12 (24%)</td> </tr> <tr> <td>中間処理による減量</td> <td>35</td> <td>(66%)</td> <td></td> <td>34</td> <td>(67%)</td> <td>31 (63%)</td> </tr> <tr> <td>最終処分量</td> <td>12</td> <td>(23%)</td> <td>概ね半減</td> <td>7.7</td> <td>(15%)</td> <td>6.4 (13%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">産廃</td> <td>排出量</td> <td>410</td> <td></td> <td>増加を12%に抑制</td> <td>439</td> <td></td> <td>458</td> </tr> <tr> <td>再生利用量</td> <td>168</td> <td>(41%)</td> <td>約41% 約47%に増加</td> <td>205</td> <td>(47%)</td> <td>217 (47%)</td> </tr> <tr> <td>中間処理による減量</td> <td>175</td> <td>(43%)</td> <td></td> <td>197</td> <td>(45%)</td> <td>211 (46%)</td> </tr> <tr> <td>最終処分量</td> <td>66</td> <td>(16%)</td> <td>概ね半減</td> <td>36</td> <td>(8%)</td> <td>30 (7%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 単位:百万トﾝ ( )内は、各年度の排出量を100としたときの割合。                      基本方針においては、一般廃棄物の排出量を「計画収集量+直接搬入量+資源ごみの集団回収量」と定義している。                      中間目標年度(17年度):その達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを実施する。</p> <p>廃棄物処理施設整備計画(平成15年10月10日閣議決定)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">目標及び指標(14年度 19年度)</th> </tr> <tr> <th>14年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみのリサイクル率</td> <td>16%</td> <td>21%</td> </tr> <tr> <td>ごみ減量処理率</td> <td>95%</td> <td>97%</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物最終処分場の残余年数</td> <td colspan="2">14年度の水準を維持</td> </tr> <tr> <td>し尿の衛生処理率</td> <td>96%</td> <td>概ね100%</td> </tr> <tr> <td>汚水処理人口普及率</td> <td>76%</td> <td>86%</td> </tr> <tr> <td>浄化槽処理人口普及率</td> <td>8%</td> <td>11%</td> </tr> </tbody> </table>			平成9年度		9年度に対する22年度の目標		目標量				平成17年度	平成22年度			一般	排出量	53		約5%削減	51		49	再生利用量	5.9	(11%)	約11% 約24%に増加	10	(20%)	12 (24%)	中間処理による減量	35	(66%)		34	(67%)	31 (63%)	最終処分量	12	(23%)	概ね半減	7.7	(15%)	6.4 (13%)	産廃	排出量	410		増加を12%に抑制	439		458	再生利用量	168	(41%)	約41% 約47%に増加	205	(47%)	217 (47%)	中間処理による減量	175	(43%)		197	(45%)	211 (46%)	最終処分量	66	(16%)	概ね半減	36	(8%)	30 (7%)		目標及び指標(14年度 19年度)		14年度	19年度	ごみのリサイクル率	16%	21%	ごみ減量処理率	95%	97%	一般廃棄物最終処分場の残余年数	14年度の水準を維持		し尿の衛生処理率	96%	概ね100%	汚水処理人口普及率	76%	86%	浄化槽処理人口普及率	8%	11%	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成14年度</th> <th colspan="2">平成15年度</th> <th colspan="2">平成16年度</th> <th colspan="2">平成17年度</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般</td> <td>排出量</td> <td>54</td> <td></td> <td>54</td> <td></td> <td>53</td> <td></td> <td>53</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生利用量</td> <td>9</td> <td>(17%)</td> <td>9</td> <td>(17%)</td> <td>9</td> <td>(17%)</td> <td>10</td> <td>(19%)</td> </tr> <tr> <td>中間処理による減量</td> <td>37</td> <td>(69%)</td> <td>37</td> <td>(69%)</td> <td>36</td> <td>(68%)</td> <td>35</td> <td>(66%)</td> </tr> <tr> <td>最終処分量</td> <td>9</td> <td>(17%)</td> <td>8</td> <td>(15%)</td> <td>8</td> <td>(15%)</td> <td>7</td> <td>(13%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">産廃</td> <td>排出量</td> <td>393</td> <td></td> <td>412</td> <td></td> <td>417</td> <td></td> <td>422</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生利用量</td> <td>182</td> <td>(46%)</td> <td>201</td> <td>(49%)</td> <td>214</td> <td>(51%)</td> <td>219</td> <td>(52%)</td> </tr> <tr> <td>中間処理による減量</td> <td>172</td> <td>(44%)</td> <td>180</td> <td>(44%)</td> <td>177</td> <td>(43%)</td> <td>179</td> <td>(42%)</td> </tr> <tr> <td>最終処分量</td> <td>40</td> <td>(10%)</td> <td>30</td> <td>(7%)</td> <td>26</td> <td>(6%)</td> <td>24</td> <td>(6%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:一般廃棄物の排出及び処理状況等(平成17年度実績)(19年4月公表)                      産業廃棄物の排出及び処理状況等(平成15年度実績)(20年1月公表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみのリサイクル率</td> <td>15.9%</td> <td>16.8%</td> <td>17.6%</td> <td>19.0%</td> </tr> <tr> <td>ごみ減量処理率</td> <td>95.7%</td> <td>96.4%</td> <td>96.5%</td> <td>97.1%</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物最終処分場の残余年数</td> <td>13.8年</td> <td>14.0年</td> <td>14.0年</td> <td>14.8年</td> </tr> <tr> <td>し尿の衛生処理率</td> <td>96.2%</td> <td>96.6%</td> <td>96.8%</td> <td>97.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:一般廃棄物の排出及び処理状況等(平成17年度実績)(19年4月公表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚水処理人口普及率</td> <td>77.7%</td> <td>77.7%</td> <td>79.4%</td> <td>80.9%</td> <td>82.4%</td> </tr> <tr> <td>浄化槽処理人口普及率</td> <td>8.1%</td> <td>8.1%</td> <td>8.4%</td> <td>8.6%</td> <td>8.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:「平成17年度末の汚水処理人口普及状況について」(平成18年8月公表)ほか</p>			平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度										一般	排出量	54		54		53		53		再生利用量	9	(17%)	9	(17%)	9	(17%)	10	(19%)	中間処理による減量	37	(69%)	37	(69%)	36	(68%)	35	(66%)	最終処分量	9	(17%)	8	(15%)	8	(15%)	7	(13%)	産廃	排出量	393		412		417		422		再生利用量	182	(46%)	201	(49%)	214	(51%)	219	(52%)	中間処理による減量	172	(44%)	180	(44%)	177	(43%)	179	(42%)	最終処分量	40	(10%)	30	(7%)	26	(6%)	24	(6%)		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	ごみのリサイクル率	15.9%	16.8%	17.6%	19.0%	ごみ減量処理率	95.7%	96.4%	96.5%	97.1%	一般廃棄物最終処分場の残余年数	13.8年	14.0年	14.0年	14.8年	し尿の衛生処理率	96.2%	96.6%	96.8%	97.0%		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	汚水処理人口普及率	77.7%	77.7%	79.4%	80.9%	82.4%	浄化槽処理人口普及率	8.1%	8.1%	8.4%	8.6%	8.8%
				平成9年度		9年度に対する22年度の目標		目標量																																																																																																																																																																																																																																
				平成17年度	平成22年度																																																																																																																																																																																																																																			
一般	排出量	53		約5%削減	51		49																																																																																																																																																																																																																																	
	再生利用量	5.9	(11%)	約11% 約24%に増加	10	(20%)	12 (24%)																																																																																																																																																																																																																																	
	中間処理による減量	35	(66%)		34	(67%)	31 (63%)																																																																																																																																																																																																																																	
	最終処分量	12	(23%)	概ね半減	7.7	(15%)	6.4 (13%)																																																																																																																																																																																																																																	
産廃	排出量	410		増加を12%に抑制	439		458																																																																																																																																																																																																																																	
	再生利用量	168	(41%)	約41% 約47%に増加	205	(47%)	217 (47%)																																																																																																																																																																																																																																	
	中間処理による減量	175	(43%)		197	(45%)	211 (46%)																																																																																																																																																																																																																																	
	最終処分量	66	(16%)	概ね半減	36	(8%)	30 (7%)																																																																																																																																																																																																																																	
	目標及び指標(14年度 19年度)																																																																																																																																																																																																																																							
	14年度	19年度																																																																																																																																																																																																																																						
ごみのリサイクル率	16%	21%																																																																																																																																																																																																																																						
ごみ減量処理率	95%	97%																																																																																																																																																																																																																																						
一般廃棄物最終処分場の残余年数	14年度の水準を維持																																																																																																																																																																																																																																							
し尿の衛生処理率	96%	概ね100%																																																																																																																																																																																																																																						
汚水処理人口普及率	76%	86%																																																																																																																																																																																																																																						
浄化槽処理人口普及率	8%	11%																																																																																																																																																																																																																																						
		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度																																																																																																																																																																																																																																
一般	排出量	54		54		53		53																																																																																																																																																																																																																																
	再生利用量	9	(17%)	9	(17%)	9	(17%)	10	(19%)																																																																																																																																																																																																																															
	中間処理による減量	37	(69%)	37	(69%)	36	(68%)	35	(66%)																																																																																																																																																																																																																															
	最終処分量	9	(17%)	8	(15%)	8	(15%)	7	(13%)																																																																																																																																																																																																																															
産廃	排出量	393		412		417		422																																																																																																																																																																																																																																
	再生利用量	182	(46%)	201	(49%)	214	(51%)	219	(52%)																																																																																																																																																																																																																															
	中間処理による減量	172	(44%)	180	(44%)	177	(43%)	179	(42%)																																																																																																																																																																																																																															
	最終処分量	40	(10%)	30	(7%)	26	(6%)	24	(6%)																																																																																																																																																																																																																															
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度																																																																																																																																																																																																																																				
ごみのリサイクル率	15.9%	16.8%	17.6%	19.0%																																																																																																																																																																																																																																				
ごみ減量処理率	95.7%	96.4%	96.5%	97.1%																																																																																																																																																																																																																																				
一般廃棄物最終処分場の残余年数	13.8年	14.0年	14.0年	14.8年																																																																																																																																																																																																																																				
し尿の衛生処理率	96.2%	96.6%	96.8%	97.0%																																																																																																																																																																																																																																				
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度																																																																																																																																																																																																																																			
汚水処理人口普及率	77.7%	77.7%	79.4%	80.9%	82.4%																																																																																																																																																																																																																																			
浄化槽処理人口普及率	8.1%	8.1%	8.4%	8.6%	8.8%																																																																																																																																																																																																																																			
資源有効利用促進法	<p>パーソナルコンピューターの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピューターの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令</p> <p>再資源化の目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>目標(率)</th> <th colspan="3">参考(再資源化率)</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>デスクトップパソコン</td> <td>50%</td> <td>73.7%</td> <td>75.1%</td> <td>77.5%</td> </tr> <tr> <td>ノートブックパソコン</td> <td>20%</td> <td>38.7%</td> <td>43.8%</td> <td>48.7%</td> </tr> <tr> <td>ブラウン管式表示装置</td> <td>55%</td> <td>66.2%</td> <td>66.7%</td> <td>70.9%</td> </tr> <tr> <td>液晶式表示装置</td> <td>55%</td> <td>72.9%</td> <td>63.0%</td> <td>63.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>密閉型蓄電池の製造等の事業を行う者及び密閉型蓄電池使用製品の製造等の事業を行う者の使用済密閉型蓄電池の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令</p> <p>再資源化の目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>目標(率)</th> <th colspan="3">参考(再資源化率)</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ニカド電池</td> <td>60%</td> <td>70.9%</td> <td>72.3%</td> <td>73.5%</td> </tr> <tr> <td>ニッケル水素</td> <td>55%</td> <td>69.0%</td> <td>80.0%</td> <td>77.6%</td> </tr> <tr> <td>リチウム二次電池</td> <td>30%</td> <td>52.7%</td> <td>53.8%</td> <td>56.1%</td> </tr> <tr> <td>小型シール鉛電池</td> <td>50%</td> <td>50.0%</td> <td>50.0%</td> <td>50.0%</td> </tr> </tbody> </table>		目標(率)	参考(再資源化率)					13年度	14年度	15年度	デスクトップパソコン	50%	73.7%	75.1%	77.5%	ノートブックパソコン	20%	38.7%	43.8%	48.7%	ブラウン管式表示装置	55%	66.2%	66.7%	70.9%	液晶式表示装置	55%	72.9%	63.0%	63.4%		目標(率)	参考(再資源化率)					13年度	14年度	15年度	ニカド電池	60%	70.9%	72.3%	73.5%	ニッケル水素	55%	69.0%	80.0%	77.6%	リチウム二次電池	30%	52.7%	53.8%	56.1%	小型シール鉛電池	50%	50.0%	50.0%	50.0%	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">再資源化率</th> </tr> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>デスクトップパソコン</td> <td>76.9%</td> <td>75.2%</td> <td>76.0%</td> </tr> <tr> <td>ノートブックパソコン</td> <td>54.8%</td> <td>53.2%</td> <td>54.7%</td> </tr> <tr> <td>ブラウン管式表示装置</td> <td>73.9%</td> <td>76.9%</td> <td>75.8%</td> </tr> <tr> <td>液晶式表示装置</td> <td>64.2%</td> <td>66.3%</td> <td>68.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:平成18年度資源有効利用促進法に基づく自主回収及び再資源化の各事業者等による実施状況の公表について(19年10月公表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">再資源化率</th> </tr> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ニカド電池</td> <td>73.7%</td> <td>73.2%</td> <td>73.3%</td> </tr> <tr> <td>ニッケル水素</td> <td>76.8%</td> <td>76.5%</td> <td>76.6%</td> </tr> <tr> <td>リチウム二次電池</td> <td>55.1%</td> <td>63.0%</td> <td>62.2%</td> </tr> <tr> <td>小型制御弁式鉛電池</td> <td>50.0%</td> <td>50.0%</td> <td>50.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:平成18年度資源有効利用促進法に基づく自主回収及び再資源化の各事業者等による実施状況の公表について(19年10月公表)</p>		再資源化率			16年度	17年度	18年度	デスクトップパソコン	76.9%	75.2%	76.0%	ノートブックパソコン	54.8%	53.2%	54.7%	ブラウン管式表示装置	73.9%	76.9%	75.8%	液晶式表示装置	64.2%	66.3%	68.9%		再資源化率			16年度	17年度	18年度	ニカド電池	73.7%	73.2%	73.3%	ニッケル水素	76.8%	76.5%	76.6%	リチウム二次電池	55.1%	63.0%	62.2%	小型制御弁式鉛電池	50.0%	50.0%	50.0%																																																																																																																												
	目標(率)	参考(再資源化率)																																																																																																																																																																																																																																						
		13年度	14年度	15年度																																																																																																																																																																																																																																				
デスクトップパソコン	50%	73.7%	75.1%	77.5%																																																																																																																																																																																																																																				
ノートブックパソコン	20%	38.7%	43.8%	48.7%																																																																																																																																																																																																																																				
ブラウン管式表示装置	55%	66.2%	66.7%	70.9%																																																																																																																																																																																																																																				
液晶式表示装置	55%	72.9%	63.0%	63.4%																																																																																																																																																																																																																																				
	目標(率)	参考(再資源化率)																																																																																																																																																																																																																																						
		13年度	14年度	15年度																																																																																																																																																																																																																																				
ニカド電池	60%	70.9%	72.3%	73.5%																																																																																																																																																																																																																																				
ニッケル水素	55%	69.0%	80.0%	77.6%																																																																																																																																																																																																																																				
リチウム二次電池	30%	52.7%	53.8%	56.1%																																																																																																																																																																																																																																				
小型シール鉛電池	50%	50.0%	50.0%	50.0%																																																																																																																																																																																																																																				
	再資源化率																																																																																																																																																																																																																																							
	16年度	17年度	18年度																																																																																																																																																																																																																																					
デスクトップパソコン	76.9%	75.2%	76.0%																																																																																																																																																																																																																																					
ノートブックパソコン	54.8%	53.2%	54.7%																																																																																																																																																																																																																																					
ブラウン管式表示装置	73.9%	76.9%	75.8%																																																																																																																																																																																																																																					
液晶式表示装置	64.2%	66.3%	68.9%																																																																																																																																																																																																																																					
	再資源化率																																																																																																																																																																																																																																							
	16年度	17年度	18年度																																																																																																																																																																																																																																					
ニカド電池	73.7%	73.2%	73.3%																																																																																																																																																																																																																																					
ニッケル水素	76.8%	76.5%	76.6%																																																																																																																																																																																																																																					
リチウム二次電池	55.1%	63.0%	62.2%																																																																																																																																																																																																																																					
小型制御弁式鉛電池	50.0%	50.0%	50.0%																																																																																																																																																																																																																																					

個別法	法定目標等	施行状況																																																																																																																
容器包装リサイクル法	<p>(参考)容器包装廃棄物の分別収集量、再商品化量及び分別収集実施市町村数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">分別収集量</td> <td>年間分別収集計画量(トン)</td> <td>3,278,075</td> <td>3,193,868</td> <td>3,427,713</td> </tr> <tr> <td>年間分別収集量(トン)</td> <td>2,429,560</td> <td>2,626,089</td> <td>2,657,803</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再商品化量</td> <td>年間再商品化量(トン)</td> <td>2,367,721</td> <td>2,538,016</td> <td>2,580,780</td> </tr> <tr> <td>年度別年間再商品化率</td> <td>97.5%</td> <td>96.6%</td> <td>97.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">分別収集実施市町村数</td> <td>実施市町村数</td> <td>2,747</td> <td>2,891</td> <td>2,796</td> </tr> <tr> <td>全市町村に対する実施率</td> <td>84.9%</td> <td>91.6%</td> <td>91.6%</td> </tr> <tr> <td>人口カバー率</td> <td>93.5%</td> <td>96.5%</td> <td>96.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)分別収集実施市町村数は、「ペットボトル」のみを計上。</p> <p>(参考)ペットボトルの生産量に対する分別収集の比率(回収率)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産量(トン)</td> <td></td> <td>412,565</td> <td>436,556</td> <td>513,712</td> </tr> <tr> <td>市町村分別収集量(トン)</td> <td></td> <td>188,194</td> <td>211,753</td> <td>238,469</td> </tr> <tr> <td>回収率(%)</td> <td></td> <td>45.6%</td> <td>48.5%</td> <td>46.4%</td> </tr> </tbody> </table>			14年度	15年度	16年度	分別収集量	年間分別収集計画量(トン)	3,278,075	3,193,868	3,427,713	年間分別収集量(トン)	2,429,560	2,626,089	2,657,803	再商品化量	年間再商品化量(トン)	2,367,721	2,538,016	2,580,780	年度別年間再商品化率	97.5%	96.6%	97.1%	分別収集実施市町村数	実施市町村数	2,747	2,891	2,796	全市町村に対する実施率	84.9%	91.6%	91.6%	人口カバー率	93.5%	96.5%	96.6%			14年度	15年度	16年度	生産量(トン)		412,565	436,556	513,712	市町村分別収集量(トン)		188,194	211,753	238,469	回収率(%)		45.6%	48.5%	46.4%	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">分別収集量</td> <td>年間分別収集計画量(トン)</td> <td>3,427,713</td> <td>3,643,251</td> <td>3,383,677</td> </tr> <tr> <td>年間分別収集量(トン)</td> <td>2,657,803</td> <td>2,731,836</td> <td>2,811,293</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再商品化量</td> <td>年間再商品化量(トン)</td> <td>2,580,780</td> <td>2,645,388</td> <td>2,734,460</td> </tr> <tr> <td>年度別年間再商品化率</td> <td>97.1%</td> <td>96.8%</td> <td>97.3%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">分別収集実施市町村数</td> <td>実施市町村数</td> <td>2,796</td> <td>1,747</td> <td>1,752</td> </tr> <tr> <td>全市町村に対する実施率</td> <td>91.6%</td> <td>94.7%</td> <td>95.9%</td> </tr> <tr> <td>人口カバー率</td> <td>96.6%</td> <td>97.4%</td> <td>99.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:平成17年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について(18年12月公表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産量(トン)</td> <td></td> <td>513,712</td> <td>532,583</td> <td>543,840</td> </tr> <tr> <td>市町村分別収集量(トン)</td> <td></td> <td>238,469</td> <td>251,962</td> <td>268,226</td> </tr> <tr> <td>回収率(%)</td> <td></td> <td>46.4%</td> <td>47.3%</td> <td>49.3%</td> </tr> </tbody> </table>			16年度	17年度	18年度	分別収集量	年間分別収集計画量(トン)	3,427,713	3,643,251	3,383,677	年間分別収集量(トン)	2,657,803	2,731,836	2,811,293	再商品化量	年間再商品化量(トン)	2,580,780	2,645,388	2,734,460	年度別年間再商品化率	97.1%	96.8%	97.3%	分別収集実施市町村数	実施市町村数	2,796	1,747	1,752	全市町村に対する実施率	91.6%	94.7%	95.9%	人口カバー率	96.6%	97.4%	99.0%			16年度	17年度	18年度	生産量(トン)		513,712	532,583	543,840	市町村分別収集量(トン)		238,469	251,962	268,226	回収率(%)		46.4%	47.3%	49.3%
		14年度	15年度	16年度																																																																																																														
分別収集量	年間分別収集計画量(トン)	3,278,075	3,193,868	3,427,713																																																																																																														
	年間分別収集量(トン)	2,429,560	2,626,089	2,657,803																																																																																																														
再商品化量	年間再商品化量(トン)	2,367,721	2,538,016	2,580,780																																																																																																														
	年度別年間再商品化率	97.5%	96.6%	97.1%																																																																																																														
分別収集実施市町村数	実施市町村数	2,747	2,891	2,796																																																																																																														
	全市町村に対する実施率	84.9%	91.6%	91.6%																																																																																																														
	人口カバー率	93.5%	96.5%	96.6%																																																																																																														
		14年度	15年度	16年度																																																																																																														
生産量(トン)		412,565	436,556	513,712																																																																																																														
市町村分別収集量(トン)		188,194	211,753	238,469																																																																																																														
回収率(%)		45.6%	48.5%	46.4%																																																																																																														
		16年度	17年度	18年度																																																																																																														
分別収集量	年間分別収集計画量(トン)	3,427,713	3,643,251	3,383,677																																																																																																														
	年間分別収集量(トン)	2,657,803	2,731,836	2,811,293																																																																																																														
再商品化量	年間再商品化量(トン)	2,580,780	2,645,388	2,734,460																																																																																																														
	年度別年間再商品化率	97.1%	96.8%	97.3%																																																																																																														
分別収集実施市町村数	実施市町村数	2,796	1,747	1,752																																																																																																														
	全市町村に対する実施率	91.6%	94.7%	95.9%																																																																																																														
	人口カバー率	96.6%	97.4%	99.0%																																																																																																														
		16年度	17年度	18年度																																																																																																														
生産量(トン)		513,712	532,583	543,840																																																																																																														
市町村分別収集量(トン)		238,469	251,962	268,226																																																																																																														
回収率(%)		46.4%	47.3%	49.3%																																																																																																														
家電リサイクル法	<p>特定家庭用機器再商品化法施行令第4条(再商品化等の基準) 再資源化の目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">再商品化等基準</th> <th colspan="3">参考(再商品化率)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エアコン</td> <td>60%</td> <td>78%</td> <td>81%</td> <td>82%</td> </tr> <tr> <td>テレビ</td> <td>55%</td> <td>75%</td> <td>78%</td> <td>81%</td> </tr> <tr> <td>冷蔵庫</td> <td>50%</td> <td>61%</td> <td>63%</td> <td>64%</td> </tr> <tr> <td>洗濯機</td> <td>50%</td> <td>60%</td> <td>65%</td> <td>68%</td> </tr> </tbody> </table>	再商品化等基準		参考(再商品化率)					14年度	15年度	16年度	エアコン	60%	78%	81%	82%	テレビ	55%	75%	78%	81%	冷蔵庫	50%	61%	63%	64%	洗濯機	50%	60%	65%	68%	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">再商品化率</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エアコン</td> <td></td> <td>82%</td> <td>84%</td> <td>86%</td> </tr> <tr> <td>テレビ</td> <td></td> <td>81%</td> <td>77%</td> <td>77%</td> </tr> <tr> <td>冷蔵庫</td> <td></td> <td>64%</td> <td>66%</td> <td>71%</td> </tr> <tr> <td>洗濯機</td> <td></td> <td>68%</td> <td>75%</td> <td>79%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:家電メーカー各社による家電リサイクル実績の公表について</p>			再商品化率					16年度	17年度	18年度	エアコン		82%	84%	86%	テレビ		81%	77%	77%	冷蔵庫		64%	66%	71%	洗濯機		68%	75%	79%																																																				
再商品化等基準		参考(再商品化率)																																																																																																																
		14年度	15年度	16年度																																																																																																														
エアコン	60%	78%	81%	82%																																																																																																														
テレビ	55%	75%	78%	81%																																																																																																														
冷蔵庫	50%	61%	63%	64%																																																																																																														
洗濯機	50%	60%	65%	68%																																																																																																														
		再商品化率																																																																																																																
		16年度	17年度	18年度																																																																																																														
エアコン		82%	84%	86%																																																																																																														
テレビ		81%	77%	77%																																																																																																														
冷蔵庫		64%	66%	71%																																																																																																														
洗濯機		68%	75%	79%																																																																																																														
食品リサイクル法	<p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標 食品循環資源の再生利用等の実施率を平成18年度までに20%に向上させることを目的とする。 ただし、平成13年度の時点において20%を上回る事業者には、現在の実施率を維持向上させることを目標とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>(参考:14年度実績)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>再生利用等の実施率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品製造業</td> <td></td> <td>66%</td> </tr> <tr> <td>食品卸売業</td> <td></td> <td>36%</td> </tr> <tr> <td>食品小売業</td> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>外食産業</td> <td></td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td>食品産業計</td> <td></td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table>			(参考:14年度実績)			再生利用等の実施率	食品製造業		66%	食品卸売業		36%	食品小売業		25%	外食産業		12%	食品産業計		40%	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">再生利用等の実施率</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>16年度実績</th> <th>17年度実績</th> <th>18年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品製造業</td> <td></td> <td>72%</td> <td>81%</td> <td>81%</td> </tr> <tr> <td>食品卸売業</td> <td></td> <td>41%</td> <td>61%</td> <td>62%</td> </tr> <tr> <td>食品小売業</td> <td></td> <td>28%</td> <td>31%</td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td>外食産業</td> <td></td> <td>17%</td> <td>21%</td> <td>22%</td> </tr> <tr> <td>食品産業計</td> <td></td> <td>45%</td> <td>52%</td> <td>53%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出展:食品循環資源の再生利用等実態調査報告により計算</p>			再生利用等の実施率					16年度実績	17年度実績	18年度実績	食品製造業		72%	81%	81%	食品卸売業		41%	61%	62%	食品小売業		28%	31%	35%	外食産業		17%	21%	22%	食品産業計		45%	52%	53%																																																								
		(参考:14年度実績)																																																																																																																
		再生利用等の実施率																																																																																																																
食品製造業		66%																																																																																																																
食品卸売業		36%																																																																																																																
食品小売業		25%																																																																																																																
外食産業		12%																																																																																																																
食品産業計		40%																																																																																																																
		再生利用等の実施率																																																																																																																
		16年度実績	17年度実績	18年度実績																																																																																																														
食品製造業		72%	81%	81%																																																																																																														
食品卸売業		41%	61%	62%																																																																																																														
食品小売業		28%	31%	35%																																																																																																														
外食産業		17%	21%	22%																																																																																																														
食品産業計		45%	52%	53%																																																																																																														
建設リサイクル法	<p>特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針 建設リサイクル推進計画2002 再資源化等に関する目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>基本方針</th> <th colspan="2">建設リサイクル推進計画2002</th> <th>(参考) 平成12年度実績</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成22年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成22年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">再資源化率</td> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>95%</td> <td>98%以上</td> <td>98%以上</td> <td>98%</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>95%</td> <td>96%以上</td> <td>96%以上</td> <td>96%</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td></td> <td>60%</td> <td>65%</td> <td>38%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">再資源化等率</td> <td>建設発生木材</td> <td>95%</td> <td>90%</td> <td>95%</td> <td>83%</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td></td> <td>60%</td> <td>75%</td> <td>41%</td> </tr> <tr> <td>建設混合廃棄物</td> <td></td> <td>平成12年度比25%削減</td> <td>平成12年度比50%削減</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>建設廃棄物全体</td> <td></td> <td>88%</td> <td>91%</td> <td>85%</td> </tr> </tbody> </table>			基本方針	建設リサイクル推進計画2002		(参考) 平成12年度実績			平成22年度	平成17年度	平成22年度		再資源化率	アスファルト・コンクリート塊	95%	98%以上	98%以上	98%	コンクリート塊	95%	96%以上	96%以上	96%	建設発生木材		60%	65%	38%	再資源化等率	建設発生木材	95%	90%	95%	83%	建設汚泥		60%	75%	41%	建設混合廃棄物		平成12年度比25%削減	平成12年度比50%削減			建設廃棄物全体		88%	91%	85%	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成14年度実績</th> <th>平成17年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">再資源化率</td> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>98.7%</td> <td>98.6%</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>97.5%</td> <td>98.1%</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>61.1%</td> <td>68.2%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">再資源化等率</td> <td>建設発生木材</td> <td>89.3%</td> <td>90.7%</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>68.6%</td> <td>74.5%</td> </tr> <tr> <td>建設混合廃棄物</td> <td>平成12年度比31.4%削減</td> <td>平成12年度比31.6%削減</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建設廃棄物全体</td> <td>91.6%</td> <td>92.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:平成17年度建設副産物実態調査結果について(18年12月公表)</p>			平成14年度実績	平成17年度実績	再資源化率	アスファルト・コンクリート塊	98.7%	98.6%	コンクリート塊	97.5%	98.1%	建設発生木材	61.1%	68.2%	再資源化等率	建設発生木材	89.3%	90.7%	建設汚泥	68.6%	74.5%	建設混合廃棄物	平成12年度比31.4%削減	平成12年度比31.6%削減		建設廃棄物全体	91.6%	92.2%																																		
		基本方針	建設リサイクル推進計画2002		(参考) 平成12年度実績																																																																																																													
		平成22年度	平成17年度	平成22年度																																																																																																														
再資源化率	アスファルト・コンクリート塊	95%	98%以上	98%以上	98%																																																																																																													
	コンクリート塊	95%	96%以上	96%以上	96%																																																																																																													
	建設発生木材		60%	65%	38%																																																																																																													
再資源化等率	建設発生木材	95%	90%	95%	83%																																																																																																													
	建設汚泥		60%	75%	41%																																																																																																													
	建設混合廃棄物		平成12年度比25%削減	平成12年度比50%削減																																																																																																														
	建設廃棄物全体		88%	91%	85%																																																																																																													
		平成14年度実績	平成17年度実績																																																																																																															
再資源化率	アスファルト・コンクリート塊	98.7%	98.6%																																																																																																															
	コンクリート塊	97.5%	98.1%																																																																																																															
	建設発生木材	61.1%	68.2%																																																																																																															
再資源化等率	建設発生木材	89.3%	90.7%																																																																																																															
	建設汚泥	68.6%	74.5%																																																																																																															
	建設混合廃棄物	平成12年度比31.4%削減	平成12年度比31.6%削減																																																																																																															
	建設廃棄物全体	91.6%	92.2%																																																																																																															
自動車リサイクル法	<p>使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第26条(自動車製造業者等の再資源化を実施すべき量に関する基準) 再資源化に関する目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成17~21年度</th> <th>平成22~26年度</th> <th>平成27年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">再資源化率</td> <td>自動車破砕残さ</td> <td>30%</td> <td>50%</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>エアバッグ類</td> <td>平成16年度以降</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>85%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			平成17~21年度	平成22~26年度	平成27年度以降	再資源化率	自動車破砕残さ	30%	50%	70%	エアバッグ類	平成16年度以降					85%			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成17年度実績</th> <th>平成18年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">再資源化率</td> <td>自動車破砕残さ</td> <td>48~70%</td> <td>63.7~75%</td> </tr> <tr> <td>エアバッグ類</td> <td>93~95%</td> <td>93.5~95.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:自動車メーカー等各社による自動車リサイクル実績の公表について</p>			平成17年度実績	平成18年度実績	再資源化率	自動車破砕残さ	48~70%	63.7~75%	エアバッグ類	93~95%	93.5~95.1%																																																																																		
		平成17~21年度	平成22~26年度	平成27年度以降																																																																																																														
再資源化率	自動車破砕残さ	30%	50%	70%																																																																																																														
	エアバッグ類	平成16年度以降																																																																																																																
		85%																																																																																																																
		平成17年度実績	平成18年度実績																																																																																																															
再資源化率	自動車破砕残さ	48~70%	63.7~75%																																																																																																															
	エアバッグ類	93~95%	93.5~95.1%																																																																																																															

個別法	法定目標等	施行状況																																																																																																																																																																													
PCB廃棄物処理 促進特別措置法	<p>(参考) PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の保管等の届出の全国集計について</p> <p>1. PCB廃棄物の保管状況</p> <table border="1" data-bbox="261 210 1469 625"> <thead> <tr> <th rowspan="2">廃棄物の種類</th> <th colspan="3">保管事業所数</th> <th colspan="3">保管量</th> </tr> <tr> <th>14年3月集計</th> <th>15年3月集計</th> <th>16年3月集計</th> <th>14年3月集計</th> <th>15年3月集計</th> <th>16年3月集計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>高圧トランス</td><td>1,804</td><td>2,162</td><td>2,688</td><td>15,077台</td><td>15,430台</td><td>18,687台</td></tr> <tr><td>高圧コンデンサ</td><td>40,412</td><td>43,586</td><td>45,533</td><td>242,339台</td><td>240,002台</td><td>250,739台</td></tr> <tr><td>低圧トランス</td><td>270</td><td>401</td><td>427</td><td>38,121台</td><td>34,679台</td><td>35,949台</td></tr> <tr><td>低圧コンデンサ</td><td>2,624</td><td>3,295</td><td>3,520</td><td>1,367,724台</td><td>1,796,644台</td><td>1,836,705台</td></tr> <tr><td>柱上トランス</td><td>103</td><td>142</td><td>153</td><td>1,772,563台</td><td>1,974,106台</td><td>2,146,581台</td></tr> <tr><td>安定器</td><td>11,273</td><td>11,944</td><td>12,358</td><td>4,824,973個</td><td>5,099,425個</td><td>5,551,983個</td></tr> <tr><td>PCB</td><td>186</td><td>202</td><td>206</td><td>171トン</td><td>93トン</td><td>53トン</td></tr> <tr><td>PCBを含む油</td><td>599</td><td>785</td><td>1,060</td><td>163,632トン</td><td>175,244トン</td><td>176,489トン</td></tr> <tr><td>感圧複写紙</td><td>363</td><td>395</td><td>416</td><td>662トン</td><td>722トン</td><td>668トン</td></tr> <tr><td>ウエス</td><td>494</td><td>650</td><td>886</td><td>239トン</td><td>185トン</td><td>225トン</td></tr> <tr><td>汚泥</td><td>138</td><td>171</td><td>179</td><td>19,005トン</td><td>19,611トン</td><td>15,411トン</td></tr> <tr><td>その他の機器等</td><td>1,474</td><td>1,505</td><td>1,819</td><td>233,534トン</td><td>97,186台</td><td>114,915台</td></tr> </tbody> </table> <p>2. PCB廃棄物を保管する事業所におけるPCB使用製品の使用状況</p> <table border="1" data-bbox="261 709 1469 1033"> <thead> <tr> <th rowspan="2">廃棄物の種類</th> <th colspan="3">使用事業所数</th> <th colspan="3">使用量</th> </tr> <tr> <th>14年3月集計</th> <th>15年3月集計</th> <th>16年3月集計</th> <th>14年3月集計</th> <th>15年3月集計</th> <th>16年3月集計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>高圧トランス</td><td>399</td><td>557</td><td>943</td><td>2,639台</td><td>2,377台</td><td>3,449台</td></tr> <tr><td>高圧コンデンサ</td><td>6,996</td><td>8,046</td><td>8,167</td><td>31,653台</td><td>30,190台</td><td>27,983台</td></tr> <tr><td>低圧トランス</td><td>69</td><td>58</td><td>84</td><td>453台</td><td>838台</td><td>2,679台</td></tr> <tr><td>低圧コンデンサ</td><td>257</td><td>277</td><td>284</td><td>33,093台</td><td>41,505台</td><td>40,097台</td></tr> <tr><td>柱上トランス</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td><td>1,952,500台</td><td>1,879,900台</td><td>1,764,699台</td></tr> <tr><td>安定器</td><td>2,173</td><td>2,019</td><td>1,828</td><td>664,947個</td><td>557,929個</td><td>485,261個</td></tr> <tr><td>PCB</td><td>8</td><td>17</td><td>20</td><td>79kg</td><td>76kg</td><td>48kg</td></tr> <tr><td>PCBを含む油</td><td>12</td><td>14</td><td>16</td><td>3kg</td><td>18kg</td><td>165kg</td></tr> <tr><td>その他の機器等</td><td>160</td><td>335</td><td>520</td><td>8,928台</td><td>8,175台</td><td>3,708台</td></tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	保管事業所数			保管量			14年3月集計	15年3月集計	16年3月集計	14年3月集計	15年3月集計	16年3月集計	高圧トランス	1,804	2,162	2,688	15,077台	15,430台	18,687台	高圧コンデンサ	40,412	43,586	45,533	242,339台	240,002台	250,739台	低圧トランス	270	401	427	38,121台	34,679台	35,949台	低圧コンデンサ	2,624	3,295	3,520	1,367,724台	1,796,644台	1,836,705台	柱上トランス	103	142	153	1,772,563台	1,974,106台	2,146,581台	安定器	11,273	11,944	12,358	4,824,973個	5,099,425個	5,551,983個	PCB	186	202	206	171トン	93トン	53トン	PCBを含む油	599	785	1,060	163,632トン	175,244トン	176,489トン	感圧複写紙	363	395	416	662トン	722トン	668トン	ウエス	494	650	886	239トン	185トン	225トン	汚泥	138	171	179	19,005トン	19,611トン	15,411トン	その他の機器等	1,474	1,505	1,819	233,534トン	97,186台	114,915台	廃棄物の種類	使用事業所数			使用量			14年3月集計	15年3月集計	16年3月集計	14年3月集計	15年3月集計	16年3月集計	高圧トランス	399	557	943	2,639台	2,377台	3,449台	高圧コンデンサ	6,996	8,046	8,167	31,653台	30,190台	27,983台	低圧トランス	69	58	84	453台	838台	2,679台	低圧コンデンサ	257	277	284	33,093台	41,505台	40,097台	柱上トランス	7	7	7	1,952,500台	1,879,900台	1,764,699台	安定器	2,173	2,019	1,828	664,947個	557,929個	485,261個	PCB	8	17	20	79kg	76kg	48kg	PCBを含む油	12	14	16	3kg	18kg	165kg	その他の機器等	160	335	520	8,928台	8,175台	3,708台	
廃棄物の種類	保管事業所数			保管量																																																																																																																																																																											
	14年3月集計	15年3月集計	16年3月集計	14年3月集計	15年3月集計	16年3月集計																																																																																																																																																																									
高圧トランス	1,804	2,162	2,688	15,077台	15,430台	18,687台																																																																																																																																																																									
高圧コンデンサ	40,412	43,586	45,533	242,339台	240,002台	250,739台																																																																																																																																																																									
低圧トランス	270	401	427	38,121台	34,679台	35,949台																																																																																																																																																																									
低圧コンデンサ	2,624	3,295	3,520	1,367,724台	1,796,644台	1,836,705台																																																																																																																																																																									
柱上トランス	103	142	153	1,772,563台	1,974,106台	2,146,581台																																																																																																																																																																									
安定器	11,273	11,944	12,358	4,824,973個	5,099,425個	5,551,983個																																																																																																																																																																									
PCB	186	202	206	171トン	93トン	53トン																																																																																																																																																																									
PCBを含む油	599	785	1,060	163,632トン	175,244トン	176,489トン																																																																																																																																																																									
感圧複写紙	363	395	416	662トン	722トン	668トン																																																																																																																																																																									
ウエス	494	650	886	239トン	185トン	225トン																																																																																																																																																																									
汚泥	138	171	179	19,005トン	19,611トン	15,411トン																																																																																																																																																																									
その他の機器等	1,474	1,505	1,819	233,534トン	97,186台	114,915台																																																																																																																																																																									
廃棄物の種類	使用事業所数			使用量																																																																																																																																																																											
	14年3月集計	15年3月集計	16年3月集計	14年3月集計	15年3月集計	16年3月集計																																																																																																																																																																									
高圧トランス	399	557	943	2,639台	2,377台	3,449台																																																																																																																																																																									
高圧コンデンサ	6,996	8,046	8,167	31,653台	30,190台	27,983台																																																																																																																																																																									
低圧トランス	69	58	84	453台	838台	2,679台																																																																																																																																																																									
低圧コンデンサ	257	277	284	33,093台	41,505台	40,097台																																																																																																																																																																									
柱上トランス	7	7	7	1,952,500台	1,879,900台	1,764,699台																																																																																																																																																																									
安定器	2,173	2,019	1,828	664,947個	557,929個	485,261個																																																																																																																																																																									
PCB	8	17	20	79kg	76kg	48kg																																																																																																																																																																									
PCBを含む油	12	14	16	3kg	18kg	165kg																																																																																																																																																																									
その他の機器等	160	335	520	8,928台	8,175台	3,708台																																																																																																																																																																									

(参考)

国等の各機関におけるグリーン購入の平成14年度調達実績

平成13年度の調達実績と調達率が比較可能な品目の比較(単位:品目数)

分野	紙類	文具類	機器	OA機器	家電製品	照明	繊維製品	役務	合計
調達率上昇	2	41	7	6	4	2	5	1	68
ほぼ同等	1	6	1	1	0	0	1	0	10
調達率下降	0	0	0	0	0	0	1	0	1
合計	3	47	8	7	4	2	7	1	79

国等の各機関におけるグリーン購入の平成15年度調達実績

平成14年度の調達実績と調達率が比較可能な品目の比較(単位:品目数)

分野	紙類	文具類	機器	OA機器	家電製品	エアコン	照明	制服・作業服	インテリア・寝装	役務	合計
調達率上昇	2	31	3	7	5	1	2	2	6	1	60
ほぼ同等	4	26	7	4	1	0	0	0	2	0	44
調達率下降	3	7	0	3	0	1	0	0	3	0	17
合計	9	64	10	14	6	2	2	2	11	1	121

国等の各機関におけるグリーン購入の平成16年度調達実績

平成15年度の調達実績と調達率が比較可能な品目の比較(単位:品目数)

分野	紙類	文具類	機器	OA機器	家電製品	エアコン	照明	制服・作業服	インテリア・寝装寝具	作業手袋	その他繊維製品	設備	役務	合計
調達率上昇	3	17	2	2	0	2	0	1	5	0	0	0	0	32
ほぼ同等	4	43	8	6	4	0	2	0	1	0	1	1	4	74
調達率下降	2	11	0	0	1	0	0	1	1	1	2	0	0	19
合計	9	71	10	8	5	2	2	2	7	1	3	1	4	125

平成16年度の調達実績と調達率が比較可能な品目の比較(単位:品目数)

分野	紙類	文具類	機器	OA機器	家電製品	エアコン	温水器	照明	制服・作業服	インテリア・寝装寝具	作業手袋	その他繊維製品	役務	合計
調達率上昇	5	21	0	1	0	0	1	0	0	1	0	2	2	33
ほぼ同等	2	45	9	7	4	3	1	2	0	3	0	0	0	76
調達率下降	1	8	1	0	0	0	2	0	2	3	1	1	0	19
合計	8	74	10	8	4	3	4	2	2	7	1	3	2	128

国等の各機関におけるグリーン購入の平成18年度調達実績

平成17年度の調達実績と調達率が比較可能な品目の比較(単位:品目数)

分野	紙類	文具類	オフィス家具等	OA機器	家電製品 エアコン	温水器等	照明	消化器	繊維製品等	役務	合計
調達率上昇	1	10	1	0	0	2	1	1	5	1	22
ほぼ同等	6	58	8	11	7	2	1	0	6	1	100
調達率下降	1	8	1	0	0	0	0	0	4	0	14
合計	8	76	10	11	7	4	2	1	15	2	136

(参考)

フロン類回収業者等の登録数、破壊業者の許可数

	14年度 (平成15年4月1日現在)	15年度 (平成16年4月1日現在)	16年度 (平成17年4月1日現在)	17年度 (平成18年4月1日現在)
第一種フロン類回収業者	24,171	25,637	26,824	27,668
第二種フロン類回収業者	25,821	26,927	29,982	29,291
フロン類破壊業者	61	78	79	81

特定製品からのフロン回収・破壊量

	14年度	15年度	16年度	17年度
第一種特定製品からの回収量(トン)	1,958	1,889	2,102	2,298
第二種特定製品からの回収量(トン)	( 1 )389	638	( 2 )577	( 3 )28
フロン類の破壊量(トン)	1,653	2,429	2,976	2,790

1:平成14年10月～平成15年3月  
2:平成16年4月～平成16年12月  
3:第二種特定製品(カーエアコン)からのフロン回収については、平成17年1月より自動車リサイクル法の制度に移行

	17年度 (平成18年4月1日現在)	18年度 (平成19年4月1日現在)
第一種フロン類回収業者	27,668	27,487
第二種フロン類回収業者	29,291	28,584
フロン類破壊業者	80	82

	17年度	18年度
第一種特定製品からの回収量(トン)	-	2,541
第二種特定製品からの回収量(トン)	( 3 )-	( 3 )-
フロン類の破壊量(トン)	2,788	3,183

3:第二種特定製品(カーエアコン)からのフロン回収については、平成17年1月より自動車リサイクル法の制度に移行

様式3 指標例に係る取組の進捗状況調査表

業種別の最終処分の削減目標・品目別の目標

府省名	取組の概要	進捗状況					第3回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性	
経済産業省	<p>品目別・業種別にリデュース・リユース・リサイクルを推進するため、リサイクル目標の設定や環境に配慮した製品設計の推進など、事業者が取り組むべき内容についてガイドラインを整理。</p> <p>また、目標値の達成状況や実施すべき取組の進捗状況などについて、業界団体を交えた審議会の場で毎年フォローアップを行うことにより、ガイドラインの進捗状況管理と実効性向上に取り組んでいる。</p>	平成18年度フォローアップ時の指標達成状況 業種別の目標値					平成19年度は本年1月に取りまとめられた産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会基本政策ワーキンググループの報告書の方針を踏まえた改定を行う予定。	<p>年1回ガイドラインのフォローアップを審議会において報告、2年に1回ガイドラインの見直しを行うことにより、常に目標の達成状況を管理し、新たな目標の設定について検討している。</p> <p>目標値を前倒しで達成した場合には新たな目標値の設定を検討するなど、社会状況の変化にあわせて、様々な取組を行っている。</p> <p>今後も、フォローアップを行うとともに、新規品目や新規業種を取り込んでいくなど、一層の事業者の自主的取組を求めていく。</p>	
		業種	関係団体等	目標等 注：業種別の目標は、特段の記述がないものは、廃棄物の最終処分量の平成10年度と比較した削減率を目標として定めている。					H16年実績
				H10年の最終処分量	削減率	H22年の最終処分量目標			
		1.鉄鋼業	(社)日本鉄鋼連盟	100万トン	50%	50万トン			79万トン
		2.紙・パルプ製造業	日本製紙連合会	105.4万トン	57%	45万トン			57.2万トン
		3.化学工業	(社)日本化学工業協会	142.8万トン	75%	35.7万トン			61.4万トン
		4.板ガラス製造業	板硝子協会	5.17万トン	42%	2.98万トン			0.98万トン
		5.非鉄金属製造業	日本鋳業協会	70.5万トン	37%	44.1万トン			44万トン
			日本伸銅協会	0.99万トン	76%	0.24万トン			0.42万トン
			日本アルミニウム協会	1.98万トン	14%	1.7万トン			1.1万トン
			日本アルミニウム合金協会	1.5万トン	10%	1.35万トン			0.9万トン
			日本電線工業会	3.81万トン	50%	1.90万トン			1.26万トン
		6.電気事業	電気事業連合会	再資源化率を平成16年度(92%)と同程度に維持(H22年目標)					92%
		7.自動車製造業	日本自動車工業会	8.52万トン	87%	1.10万トン			1.2万トン
		8.電子・電気機器製造業	電子・電気等4団体	6.52万トン(H15)	5%	6.19万トン			4.7トン
9.石油精製業	石油連盟	9.9万トン(H2年)	67%	3.3万トン	1.24万トン				
10.流通業	日本百貨店協会	H12年比で包装使用量を25%削減(H22年目標)			23.9%削減				
		包装紙における再生紙使用割合80%(H22年目標)			54.1%				
	日本フランチャイズチェーン協会	レジ袋使用総重量を平成22年度に平成12年比35%削減を目指す。			18%削減				

府省名	取組の概要	進捗状況				第3回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性		
		11.セメント製造業	(社)セメント協会	セメント1トン当たりの廃棄物・副産物利用量 400kg (H22年度目標)		400kg (H17年度)			
		12.ゴム製品製造業	日本ゴム工業会	4.71万トン (H13年度)	45%	2.59万トン	1.26万トン		
		13.石炭鉱業	石炭エネルギーセンター	224.7万トン	80%以上の削減を継続 (前目標をH14に達成)		79.3万トン		
		14.ガス業	日本ガス協会	0.16万トン	25%	0.12万トン	0.07万トン		
		15.工場生産住宅製造業	(社)プレハブ建築協会	工場生産段階における再資源化率		木くず	60%(H17年)	99.7%	
	コンクリート・アスファルト					60%(H17年)	82.5%		
	金属くず					100%(H17年)	99.7%		
	石膏ボード					30%(H17年)	95.0%		
品目別の目標値									
		品目	設定項目	目標率 (*法定目標)	目標年	実績 (平成17年度)			
		1.紙	古紙利用率(紙・パルプ製造業)	62%*	H22年度	60.4%			
		2.ガラスびん	カレット利用率	91%*	H22年度	91.3%			
		3.スチール缶	リサイクル率	85%以上		88.7%			
		4.アルミ缶	回収・再資源化率	85%		91.7%			
			再生資源利用率	55%	H18年度	55.6%			
		5.プラスチック	PETボトル(飲料用、しょう油用)の回収率	80%以上	H26年度	63.7%			
			発泡スチロール製魚箱及び同家電製品梱包材のリサイクル率	75%	H22年度	42.0%			
			塩ビ製の管・継手のリサイクル率	70%	H22年度	60.5%			
		6.自動車	新型車のリサイクル可能率	90%以上	H14年度以降	定量的絶対評価が難しく、各製造事業者が独自のリサイクル指標として表示			
			新型車の鉛使用量(バッテリーを除く)	H8年の概ね1/10	H18年以降	平成17年度市場投入全36モデル中29モデルで達成済み			
			使用済自動車のリサイクル率	85%以上	H14年以降	84%~86%程度と推計			
		7.オートバイ	新型車のリサイクル可能率	90%以上	H14年以降	平成17年市場投入モデルの全8モデルで90%以上を達成			
			新型車の鉛使用量(バッテリーを除く)	60g以下(210Kg車重量)	H18年以降	平成17年市場投入新型モデルの全8モデルで達成			
		8.タイヤ	リサイクル率	90%以上	H17年	88%			
			エアコンの再商品化率	60%以上*	法定目標	84%			
		9.家電製品	テレビの再商品化率	55%以上*	法定目標	77%			
			冷蔵庫の再商品化率	50%以上*	法定目標	66%			
			洗濯機の再商品化率	50%以上*	法定目標	75%			
		10.カーペット	製造工程で発生する屑類の減量化	H13年度排出量比20%の減量化	H18年度	20.8%			
		11.小型二次電池	小型制御弁式鉛電池の再資源化率	50%*	法定目標	51.0%			
			ニッケル水素電池の再資源化率	55%*	法定目標	77.0%			
			リチウム二次電池の再資源化率	30%*	法定目標	58.0%			

府省名	取組の概要	進捗状況				第3回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
		21. 消火器	ニカド電池の再資源化率 回収率	60%* 60%	法定目標 H17年	73.0% 48%	
		12. ぱちんこ遊技機等	ぱちんこ遊技機のマテリアルリサイクル率	75%	H19年度	82.3%	
			回胴遊技機のマテリアルリサイクル率	75%	H19年度	87.3%	
		13. パーソナルコンピュータ及びその周辺機器	デスクトップ型パソコン本体の再資源化率	50%*	H15年度	75.5%	
			ノートブック型パソコンの再資源化率	20%*	H15年度	54.3%	
			CRTディスプレイ装置の再資源化率	55%*	H15年度	77.9%	
			LCDディスプレイ装置の再資源化率	55%*	H15年度	68.2%	
			デスクトップ型パソコン(CRTを含む)の資源再利用率	60%	H17年度	76.9%	
		14. 建設資材	木質系建材廃棄物の減量化	10%低減 (2004年比)	2010年	51.9%低減	
			建設解体廃木材の利用率向上	62%向上 (2004年比)	2010年	61.0%向上	
			石こうボードリサイクル率	約60%		70%	
			石こうボード用原紙再生紙使用率	100%		100%	
			工場で発生する石こうボード端材のリサイクル率	100%		100%	
			ガラスウールの原材料における板ガラスくず等再生資源利用率	85%程度		87.6%	

特定家庭用機器廃棄物の再商品化を実施すべき量に関する基準

府省名	取組の概要	進 捗 状 況	第 3 回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性																														
経済産業省 環境省	一般家庭や事業者から排出された廃家電4品目(エアコン、ブラウン管式テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機)を、小売業者が収集・運搬し、製造業者等が有用な部品や材料を回収して、同法で定める基準(再商品化率)以上の割合で再商品化することにより、廃棄物を減量するとともに、資源の有効な利用を推進する。	再商品化実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>再商品化率*1</th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エアコン</td> <td>60%以上</td> <td>81%</td> <td>82%</td> <td>84%</td> <td>86%</td> </tr> <tr> <td>テレビ</td> <td>55%以上</td> <td>78%</td> <td>81%</td> <td>77%</td> <td>77%</td> </tr> <tr> <td>冷蔵庫及び冷凍庫*2</td> <td>50%以上</td> <td>63%</td> <td>64%</td> <td>66%</td> <td>71%</td> </tr> <tr> <td>洗濯機</td> <td>50%以上</td> <td>65%</td> <td>68%</td> <td>75%</td> <td>79%</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 再商品化を実施すべき量(総重量に対する割合) *2 冷凍庫はH16年度から追加</p>	種類	再商品化率*1	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	エアコン	60%以上	81%	82%	84%	86%	テレビ	55%以上	78%	81%	77%	77%	冷蔵庫及び冷凍庫*2	50%以上	63%	64%	66%	71%	洗濯機	50%以上	65%	68%	75%	79%	家電リサイクル制度に対して消費者をはじめとする多くの関係者からの理解と協力が得られ、廃家電4品目の回収台数は増加し、制度は順調に施行されていると考えられる。	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)については、平成19年12月に行われた中央環境審議会・産業構造審議会合同会合において示された報告書案をパブリックコメントに付したところ。今後報告書に示された施策の具体化に取り組んでいく。
種類	再商品化率*1	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度																													
エアコン	60%以上	81%	82%	84%	86%																													
テレビ	55%以上	78%	81%	77%	77%																													
冷蔵庫及び冷凍庫*2	50%以上	63%	64%	66%	71%																													
洗濯機	50%以上	65%	68%	75%	79%																													

食品循環資源の再利用等を実施すべき量に関する目標

府省名	取組の概要	進 捗 状 況	第 3 回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性										
農林水産省  (関係府省) 財務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省	食品リサイクル法に規定する目標(個々の食品関連事業者の食品循環資源の再生利用等の実施率を平成18年度までに20パーセントまでに向上。)を実現するため、セミナーの開催、パンフレットの配布等による法律の普及啓発を実施し、着実な施行を図る。	食品廃棄物の再生利用等の実施率(平成18年度実績) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>食品製造業</td> <td>81%</td> </tr> <tr> <td>食品卸売業</td> <td>62%</td> </tr> <tr> <td>食品小売業</td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td>外食産業</td> <td>22%</td> </tr> <tr> <td>食品産業合計</td> <td>53%</td> </tr> </tbody> </table> <p>食品リサイクル法は、法第3条に基づく概ね5年ごとの基本方針の見直しとともに、附則第2条に基づき、施行後5年を経過した場合において施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。 これを踏まえ、平成18年9月から中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会食品リサイクル専門委員会と食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会の合同会合で見直しのための検討が行われた。 ( 検討結果を踏まえ、食品関連業者に対する指導監督の強化と再生利用</p>	食品製造業	81%	食品卸売業	62%	食品小売業	35%	外食産業	22%	食品産業合計	53%	再生利用等の実施率は伸びており、食品リサイクル制度が徐々に定着してきていると考えられる。	今後は改正食品リサイクル法の着実な施行と定着を図る。
食品製造業	81%													
食品卸売業	62%													
食品小売業	35%													
外食産業	22%													
食品産業合計	53%													

		<p>等の取組の円滑化等を内容とする食品リサイクル法の一部を改正する法律案が第 166 回通常国会に提出され、平成 19 年 6 月に成立・公布された。</p> <p>法改正に伴い、関連する政省令等の見直しを行うため、合同会合において検討が行われ、その結果等を踏まえ策定された政省令等が、改正された法律とともに同年 12 月に施行された。) )</p>		
--	--	--	--	--

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標

府省名	取組の概要	進捗状況	第 3 回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
国土交通省	<p>平成 22 年度における特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊）の再資源化等率を 95%とする。</p> <p>特に、国の直轄事業においては、特定建設資材廃棄物について、平成 17 年度までに最終処分する量をゼロにすることを目指す。</p>	<p>&lt;特定建設資材廃棄物（全体）の再資源化等率&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート塊 98.1% (H17)</li> <li>・建設発生木材 90.2% (H17)</li> <li>・アスファルト・コンクリート塊 98.6% (H17)</li> </ul> <p>&lt;特定建設資材廃棄物（国の直轄事業）の再資源化等率&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート塊 98.3% (H17)</li> <li>・建設発生木材 90.7% (H17)</li> <li>・アスファルト・コンクリート塊 98.7% (H17)</li> </ul>	<p>アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊の再資源化等率については、平成 17 年度の実績でいずれも目標値を達成している。また、建設発生木材の再資源化等率についても 90%を超えており、制度は定着していると考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設リサイクル法は、附則第 4 条において、「施行後 5 年を経過した場合において、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること」とされている。</li> <li>・これを踏まえ、平成 19 年 11 月から社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会の合同会合において、施行状況の検討を行っている。</li> </ul>

建設リサイクル推進計画の目標

府省名	取組の概要	進捗状況	第 3 回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
国土交通省	<p>建設リサイクル推進計画 2002</p> <p>国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容として平成 14 年 5 月に「建設リサイクル推進計画 2002」を策定。平成 22 年度の目標を定め、各種施策を実施。</p> <p>17 年度目標 22 年度目標</p> <p>&lt;再資源化率&gt; アスファルト・コンクリート塊 98%以上 98%以上</p>	<p>&lt;再資源化率&gt; (H17)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アスファルト・コンクリート塊 98.6%</li> <li>・コンクリート塊 98.1%</li> <li>・建設発生木材 68.2%</li> </ul> <p>&lt;再資源等率&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設発生木材 90.7%</li> <li>・建設汚泥 74.5%</li> <li>・建設混合廃棄物 H12 排出量に対して 39.6%削減</li> <li>・建設廃棄物全体 92.2%</li> </ul>	<p>平成 17 年度に建設副産物実態調査をとりまとめたところであり、その結果を踏まえ、新たな建設リサイクルの方策を検討するため、社会資本整備審議会、交通政策審議会交通体系分科会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会の合同会議において、推進施策の検討を行っている。</p> <p>今後、報告書を取りまとめ、これを受けて新たな建設リサイクル推進計画を策定する予定である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 17 年度建設副産物実態調査の結果を踏まえ、平成 19 年 1 月から社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会、交通政策審議会交通体系分科会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会の合同会議において、推進施策の検討を行っている。</li> <li>・今後、報告書を取りまとめ、これを受けて新たな建設リサイクル推進計画を策定する予定である。</li> </ul>

